

(平成22年11月10日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	50 件
国民年金関係	19 件
厚生年金関係	31 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	68 件
国民年金関係	33 件
厚生年金関係	35 件

神奈川県国民年金 事案 4644

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月から50年3月まで

私は、昭和48年9月末で勤めていた会社を辞めた後、時期は定かではないが、父親や退職した会社の先輩から国民年金の話聞いて知識があったため、区役所で国民年金の加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料については、私が納付書により近くの金融機関で納付しており、金額等の記憶は無いが、納付できる保険料は欠かさず納付していたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間後の国民年金保険料に未納は無く、当該期間後の種別変更手続を適切に行っている上、年金手帳においても住所及び氏名の変更手続を適切に行っていることが確認できることから、国民年金に対する関心及び保険料の納付意識が高かったものと認められる。

また、申立期間のうち、昭和49年4月から50年3月までの期間について、申立人の国民年金の加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、51年5月から同年9月までの間と推認されることから、現に納付済みとなっている昭和50年度の国民年金保険料については、その時点で、過年度納付されたことになり、昭和51年5月の時点からみると、申立期間のうち49年4月から50年3月までの期間の保険料も、過年度納付が可能な期間である。

さらに、申立人は、昭和52年10月に婚姻の届出をしており、申立人が所持している年金手帳にも、婚姻による氏名変更年月が同年同月と記載さ

れているにもかかわらず、オンライン記録によると、強制加入被保険者から任意加入被保険者への変更年月が 53 年 10 月とされていることに加え、同手帳には、強制加入被保険者でなくなった日として 52 年 10 月、新たに任意加入被保険者となった日として 53 年 10 月と記載され、上述の変更年月とも相違しているなど、申立期間についても行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

- 2 一方、申立期間のうち、昭和 48 年 10 月から 49 年 3 月までの期間について、申立人は、同年 9 月末に勤めていた会社を退職した後、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、加入手続時期及び保険料納付等の記憶が曖昧^{あいまい}であり、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、前述のとおり、昭和 51 年 5 月から同年 9 月までの間と推認される申立人の加入手続時期において、申立人に対し、時効により 48 年 10 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料の納付書は発行されておらず、申立人は、当該期間の保険料を納付することができなかったものと考えられる上、申立人が当該期間の保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立人は、申立期間の始期から手帳記号番号が払い出された時期を通じて、同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されるとは考えにくく、その形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間のうち、昭和 48 年 10 月から 49 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月から6年3月まで

私は、大学生のときに、区役所で国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、大学4年生のころ、アルバイトで得た収入により申立期間の一部を3回に分割して納付した後、就職する直前に、残りの期間をさかのぼってまとめて納付したことを記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、大学4年生であった平成5年ごろに、申立期間の国民年金保険料について申立期間の一部を3回に分割して納付した後、就職する直前に未納であった残りの申立期間の保険料を一括して納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年3月ごろに払い出されていることが確認できる上、申立人が納付したとする保険料額は、申立期間の保険料を実際に納付した場合の金額とほぼ一致していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人の母親は、申立人が大学4年生のときに区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきたと話していたことを憶えており、「当時、息子（申立人）は、Aのアルバイトをしていたことから収入があり、運転免許の取得や就職の関係で区役所に住民票等を取りに行った際、併せて同区役所で保険料を納付していた。」と証言している。

さらに、申立期間は1回、かつ12か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 1 月から 50 年 3 月まで
② 昭和 62 年 1 月から同年 3 月まで

申立期間①について、私は、実家の家業を継ぐため会社を退職した昭和 44 年 1 月ごろ、区役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、私が両親の分も含め 3 人分を、金融機関又は区役所の窓口で納付書により現年度納付していた。

申立期間②については、私は、昭和 62 年 1 月ごろに会社を退職してから再就職するまでの 3 か月間、毎月約 7,000 円の国民年金保険料を、金融機関又は区役所の窓口で納付書により納付していた。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、昭和 62 年 1 月ごろに会社を退職してから再就職するまでの 3 か月間、金融機関又は区役所で国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立期間②前後の厚生年金保険の記録は、平成 12 年 7 月に統合されていることがオンライン記録により確認できることから、申立期間②当時、申立人は国民年金の被保険者であったことが推認できる上、申立人は、昭和 61 年 4 月及び同年 5 月の保険料の還付を受けており、昭和 61 年度の納付書を所持していたものと考えられることから、申立期間②の保険料を納付することは可能であったものと認められる。

また、申立人は、申立期間②の国民年金保険料額について、毎月約 7,000 円を納付していたと述べており、当該期間の保険料額とおおむね一

致する上、申立期間②は3か月と短期間である。

- 2 一方、申立期間①について、申立人は、会社を退職した昭和44年1月ごろ、区役所で国民年金の加入手続を行い、金融機関又は区役所で国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の資格取得日から、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、53年3月と推認でき、申立人は、申立期間①直後の昭和50年度及び51年度の保険料を昭和53年3月に過年度納付したことを示す領収書を所持していることから、44年1月ごろに国民年金の加入手続を行い、61年4月に再就職するまで現年度納付により保険料を納付していたとする申立人の主張と一致しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年2月に払い出されていることが確認でき、申立期間①当時は国民年金の未加入期間で国民年金保険料を納付することができない期間であり、申立人のものと推認される別の手帳記号番号が42年9月に職権で払い出されていることが確認できるものの、その時期は申立人が厚生年金保険被保険者であったことから既に取り消されており、当該手帳記号番号により保険料を納付していた形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和62年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 1 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 3 月から 50 年 3 月まで
② 昭和 60 年 1 月から同年 9 月まで
③ 昭和 61 年 1 月から 63 年 3 月まで

申立期間①当時、私は、専門学校 학생であり、国民年金保険料の免除の申請を行わなくても、自動的に保険料が免除されていると思っていた。

昭和 63 年 1 月に、申立期間②及び③を含む 60 年 1 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料を一括で納付したにもかかわらず、60 年 10 月から同年 12 月までの 3 か月のみの保険料が納付済みとなっている。

申立期間①が未加入とされ、申立期間②及び③の国民年金保険料が、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③につき、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の資格取得日から、申立人は、昭和 63 年 1 月ごろに国民年金の加入手続を行ったものと推認できる。オンライン記録では、申立人が国民年金の加入手続を行った同年同月の時点で、納付可能な 60 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付していることが確認でき、申立人が国民年金の加入手続を行っておきながら、申立期間③の直前の 3 か月のみの保険料を納付し、申立期間③の保険料を納付しなかったとは考えにくい。

また、申立人は、申立期間③直後の昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料を前納しており、申立人が昭和 63 年 10 月に厚生年金保険に加入したことに伴い、同年同月から平成元年 3 月までの保険料が、申立人に還付されていることが確認できる。制度上、保険料の還付金又は過

誤納金がある場合において、還付を受けるべき者につき納付すべきとされている保険料があるときは、還付に代えて、先に経過した月の保険料から順次充当することとされているが、申立人が厚生年金保険に加入したことに伴い生じた還付金は、充当されずに、申立人に還付されているため、当該還付金が生じた時点において、当該還付金が充当される期間は無く、申立期間③の保険料は、納付済みであったものと考えられる。

- 2 一方、申立期間①につき、申立人は、国民年金に関する手続を行った記憶は無く、国民年金の加入手続や国民年金保険料の免除の申請を行わなくても、自動的に保険料が免除されていると思っていたとしているが、制度上、申立期間①当時に、専門学校の学生であることを理由として、自動的に国民年金への加入手続が行われ、かつ保険料が免除されることは無いため、申立期間①の保険料が免除されていたとは考えにくい。

また、申立期間②につき、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の資格取得日から、申立人は、昭和 63 年 1 月に国民年金への加入手続を行ったものと推認でき、オンライン記録では、同年同月に、申立期間②直後の 60 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料が納付されていることが確認できるため、申立人に対し、63 年 1 月の時点において納付することが可能であった 60 年 10 月以降の保険料の納付書が発行されたものと考えられる。このことから、申立人に、申立期間②の保険料の納付書は発行されておらず、申立人は、申立期間②の保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立期間①の国民年金保険料が免除されていたこと、及び申立期間②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①の保険料が免除されていたこと、及び申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 1 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成2年2月から3年5月までの期間及び4年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年4月から3年5月まで
② 平成4年1月から同年3月まで
③ 平成4年10月から5年9月まで
④ 平成5年12月

私は、離婚し実家に戻った平成4年初めごろ、区役所で国民年金の担当者から、「結婚中の国民年金保険料に約3年間近くの未納期間があるが、2年前まではさかのぼって納付可能であり、それ以前は納付できない。」と説明を受けた。同担当者から、納付可能な期間の保険料額を聞いたが、約19万円と高額だったので、父親にお金を20万円借りて、同年3月ごろ、同期間の保険料を一括納付した。その後は、毎月、区役所で保険料を納付していた。私は、父親に借りたお金で、納付可能な期間の保険料を一括納付したものの、一部未納期間が残ってしまったが、その後、未納期間が生じないように保険料を納付していたはずなのに、申立期間①、②、③及び④の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②については、申立人は、平成4年3月ごろに、納付可能な期間の国民年金保険料を、その父親にお金を借りて一括納付したと述べている。確かに申立人がお金を借りたとするその父親は、申立人にお金を貸した旨を具体的に述べており、信憑性^{びよう}が感じられることに加え、申立人の主張するその保険料額は、申立人が一括納付したとする時点において、納付可能な申立期間①のうち2年2月から3年5月までの期間及び申立期間②の保険料を実際に納付した場合の保険料額と、おおむね一致しており、

申立人が当該期間の保険料を納付していたと考えるも特段不合理ではない。

2 一方、申立期間③及び④については、申立人は、加入手続後、国民年金保険料を毎月納付していたと述べているが、申立期間③直後及び申立期間④前後の保険料を過年度納付しており、申立内容とは相違がみられる上、その後平成6年4月から保険料の免除の申請がされているが、同申請手続について憶^{おぼ}えていないなど、同期間の保険料の納付状況は不明である。

また、申立人が、申立期間③及び④の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに同期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成2年2月から3年5月までの期間及び4年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年10月から58年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年10月から59年9月まで

私は、昭和56年8月に会社を退職後、市役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、当初は納付書により納付したが、すぐに口座振替に切り替えた。58年4月に結婚して他市に転居した後は、市役所で同年9月までの保険料を納付したが、妊娠し、外出を控えるようになったため、納付ができなくなり、その後、第3号被保険者への種別変更手続を行った際、市役所の職員から過去の未納期間について指摘されたことから、さかのぼってすべての期間の保険料を納付した。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、昭和56年8月に会社を退職後、市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料の納付を開始してすぐに口座振替に切り替えて納付したと主張しているところ、申立期間当初に申立人が居住していた市の被保険者名簿が同年同月に作成されていることが確認できる上、当該名簿に記載されている申立人の保険料の納付方法が、口座振替となっていることから、申立人の主張に特段不合理な点は見当たらない。

また、申立人は、申立期間の直前の期間にあたる昭和56年8月及び同年9月の国民年金保険料を納付している上、転居の都度、住所変更手続を適切に行っていたことが、申立人の所持する年金手帳より確認できることから、国民年金に対する意識は高かったものと推認でき、58年9月まで保険料を納付していたとする申立内容は信用できる。

2 一方、申立期間のうち、昭和 58 年 10 月から 59 年 9 月までの期間について、申立人は、過年度納付により国民年金保険料を納付したと主張しているが、納付時期や金額などについては、記憶が定かではないとしており、具体的な保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、申立期間の直後にあたる昭和 59 年 10 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料についても過年度納付を行っており、一部の期間の納付書を所持しているが、この納付書の記載内容及びオンライン記録より、申立期間のうち、58 年 10 月から 59 年 9 月までの期間について過年度納付を行ったとする申立人の記憶は、59 年 10 月から 61 年 3 月までの期間についての過年度納付であったものとするのが合理的である。

さらに、申立人が申立期間のうち、昭和 58 年 10 月から 59 年 9 月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 10 月から 58 年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 7 月から 53 年 3 月までの期間及び 54 年 7 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 4 月から 45 年 3 月まで
② 昭和 52 年 7 月から 53 年 3 月まで
③ 昭和 54 年 7 月から同年 9 月まで

私が昭和 42 年 3 月に会社を退職した後、父親の会社で働き始めたので、父親が、私の国民年金の加入手続を行い、私と両親の 3 人分の国民年金保険料を納付していたと思う。

その後、昭和 52 年 1 月に結婚した後は、妻が、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと思う。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②及び③について、申立人は、昭和 52 年 1 月に結婚した後は、その妻が、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、その妻は、「結婚してからは、自宅に納付書が届いていたので、夫婦二人分の保険料を郵便局で一緒に納付していた。」と証言している上、同年同月から申立人及びその妻が厚生年金保険に加入する前月の 56 年 5 月までの申立人の保険料は、申立期間②及び③を除いて納付済みとされている。

また、申立人の妻の申立期間③の国民年金保険料は納付済みとされていること、及びその妻の申立期間②の保険料は未納とされているものの、その前後の期間の保険料は、現年度納付されていることが、その妻の特殊台帳により確認できることから、その妻が、それぞれ 9 か月及び 3 か月と短期間である申立期間②及び③の夫婦二人分の保険料を一緒に納付していた

と考えても特段不合理な点は認められない。

2 一方、申立期間①について、申立人は、昭和 42 年 3 月に会社を退職した後、その父親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立人及びその両親の 3 人分の国民年金保険料を納付していたと思うと主張しているが、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとするその父親は、既に他界していることから、申立期間①当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 45 年 5 月に職権適用で払い出されていることが確認でき、申立人は、申立期間①から手帳記号番号の払出時期を通じて、同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 7 月から 53 年 3 月までの期間及び 54 年 7 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から49年3月までの期間、55年1月から同年3月までの期間及び59年4月から同年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年4月から49年3月まで
② 昭和55年1月から同年3月まで
③ 昭和59年4月から同年7月まで

私の母親が、昭和38年*月ごろ、私の国民年金の加入手続きをしてくれた。結婚後は、夫が夫婦二人分の国民年金保険料を納付してくれたが、私の保険料だけが未納となっており、納得ができず申立てを行った。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料は、20歳に到達した昭和38年*月に国民年金に加入して以降、申立期間以外に5か月の未納期間はあるものの、そのほかの期間はすべて納付済みであり、国民年金に対する意識は高かったものと認められる。

また、国民年金保険料を一緒に納付していたとするその夫の保険料は納付済みとされている上、申立期間の前後の保険料は納付済みであり、当時、申立人の住所やその夫の仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められず、途中の申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年6月
② 平成元年10月

私は、時期については不明だが、国民年金の加入を勧める手紙が郵送されてきたので、その手紙を持参し市役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、加入手続の際、過去の分も納付できると知り、納付できる保険料について口座振替での納付を申し出たが、すべての保険料を口座振替で納付することはできないと言われたので、口座振替の開始前までに、まとめて現金で納付した記憶がある。納付した金額ははっきり憶えていないが、意外と多額で驚いたものの、貯金^{おほぼ}をしておいて良かったと思った記憶がある。

また、平成元年10月の国民年金保険料については、納付日が時効を過ぎていたため還付されたということだが、同年同月より前の保険料は納付済みになっているにもかかわらず、同月の保険料だけが還付されるとは考えられない。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を口座振替の開始前までにまとめて納付したと主張している点に関して、口座振替により申立人の保険料を納付するための手続が平成3年11月に行われていること、申立人の取引銀行の当時の口座残高から過去の保険料をまとめて納付する資力が十分あったものと考えられることなど、申立人が、口座振替の開始前に過

去の保険料をまとめて納付したとする主張には不自然さは見られない。

また、オンライン記録では、申立期間②の国民年金保険料は時効後に納付したということで還付されているものの、平成3年8月ごろと推認できる加入手続時点で納付可能な過去の保険料をさかのぼって一括納付しようと思意した申立人が同年12月になるまで過年度保険料を納付しなかったとは考え難く、同記録では、申立期間②直前の3か月分の保険料が納付済みとされており、当該保険料とともに申立期間②の保険料もまとめて納付されていたと考えても不合理ではない。

さらに、申立人は、加入手続以降においては、申立期間①及び②を除いて国民年金保険料をすべて納付しており、保険料の納付意欲が高かったものと認められる上、平成3年度の保険料を現年度納付していることが確認でき、より安価である申立期間②の保険料を納付しなかったとは考えにくい。

- 2 一方、申立期間①について、申立人は、時期は不明だが、市役所で国民年金の加入手続を行い、過去の分の国民年金保険料をまとめて現金で納付した記憶があると述べているが、申立人の国民年金の記号番号の前後の番号が付与された被保険者の20歳到達時期や厚生年金保険の資格喪失時期などから、申立人は平成3年8月に加入手続を行ったことが推認でき、加入手続の時点で、当該期間の保険料は時効により納付することができず、納付書が発行されることもなかったと考えられる。

また、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金の記号番号が払い出される必要があるが、申立期間①から記号番号が払い出された時期を通じて、申立人は同一市内に居住しており、別の記号番号が払い出されるとは考えにくく、その形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年10月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成3年9月から4年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年4月から同年8月まで
② 昭和63年10月から平成元年3月まで
③ 平成元年5月から同年10月まで
④ 平成元年12月から2年1月まで
⑤ 平成2年3月から同年5月まで
⑥ 平成2年7月から3年6月まで
⑦ 平成3年9月から4年5月まで

私は、昭和58年に退職した後、時期は思い出せないが国民年金に加入した。国民年金保険料については、主に自分自身で納付していたが、一時期、納付できない時期があったことは憶えている。平成元年12月の結婚後においては、私の妻が保険料を納付した。申立期間④、⑤、⑥及び⑦の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

また、結婚前に未納にしていた国民年金保険料も、さかのぼって納付し未納を解消した方が良いと考え、私の妻が月々の保険料と一緒に納付した。結婚後、過去の未納分の納付を開始したのは結婚直後だったと思うが定かではない。いつ、過去の未納分を払い終えたかについては、平成4年*月に娘が誕生し、その前後に夫婦で「これで払っていない分は無くなった。」と会話をしたことを憶えている。申立期間①、②及び③の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間⑦について、平成4年7月に居住することとなった区において、同年同月に被保険者名簿が作成されていること、申立人の所持する年金手

帳に、同年同月に同区への住所変更が行われた記載があること、及び同年10月以降は国民年金保険料の収納日が月末日になっていることから、申立人は同年7月以降、同区で住所変更及び口座振替の手続を行ったと考えられる。

また、オンライン記録では、平成3年7月の国民年金保険料は5年7月に、4年6月から同年9月までの保険料は6年7月に、それぞれ過年度納付されていることから、申立人が住所変更及び口座振替の手続を行った時点においては、当該期間は未納であったと考えられ、そのことにより、平成5年度になって申立人に納付勧奨がなされ、発行された過年度納付書で申立期間⑦の保険料を納付したと考えることも不合理ではなく、申立人の妻が、夫の過去の未納を知ったのは「催告書」によってであると述べていることとも符合する。

2 一方、申立期間①から⑥について、申立人の主張は、結婚をきっかけに国民年金保険料を月々納付することとし、同時に「催告書」によって、結婚前の未納を知ったその妻の提案により、結婚前の未納分についても、月々の保険料の納付と平行して納付していたというものである。しかし、1で述べたとおり、現在納付済みとされている期間のうち、一部の期間は過年度で納付されていることから、結婚後は月々保険料を納付したとする申立人の主張とは一致しない上、申立人自身は申立期間①から⑥の保険料の納付に直接関与しておらず、保険料を納付したとするその妻も、「結婚後、夫の結婚前の保険料の未納を知ったのは『催告書』によってである。」こと以外には、結婚前の未納分と、結婚後の納付分を一緒に納付していた期間、その保険料額などについては思い出すことができないとしており、申立期間①から⑥までの保険料の納付状況の詳細が不明である。

また、申立期間①から⑥までは、合計で34か月であり、この間、申立人は、二つの異なる区に居住していることを考え合わせると、複数の行政機関が、これだけの長期間にわたって継続して記録管理を誤ったとは考えにくい。

さらに、申立人が申立期間①から⑥までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成3年9月から4年5月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年7月から同年11月までの期間及び2年12月から3年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年3月から平成元年5月まで
② 平成元年7月から同年11月まで
③ 平成2年12月から3年3月まで

私は、会社を退職する都度、すぐに区役所で国民年金の加入手続を行った。

その後、国民年金保険料を、母親が区役所で納付したか、私が銀行で納付しており、遅れて納付したことも、かなりあったと思う。

申立期間①から③までの国民年金保険料が、未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、国民年金の加入手続後、国民年金第3号被保険者となるまでの間、国民年金保険料を完納しているなど、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

また、申立期間②及び③につき、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成3年7月に払い出されており、オンライン記録では、その時点で納付することが可能である元年6月及び2年11月の国民年金保険料は納付済みとなっている。申立人は、保険料を、遅れて納付したこともあったとしており、納付意欲の高かった申立人が、国民年金の加入手続を行っておきながら、申立期間②及び③のそれぞれ直前の1か月ずつの保険料のみを納付し、申立期間②及び③の保険料を納付しなかったとは考えにくい。

さらに、申立期間②及び③は、それぞれ5か月及び4か月と短期間であり、申立人が、申立期間②及び③の国民年金保険料を納付したと考えられ

る時点において、申立人の保険料を提供していたとする申立人の父親の標準報酬月額が上位の等級で推移していたことが確認できるため、申立期間②及び③の保険料を納付するだけの資力はあったものと認められる。

- 2 一方、申立期間①について、申立人は、会社を退職する都度、国民年金の加入手続を行い、申立人及びその母親が、申立人の国民年金保険料を納付していたとしているものの、その記憶は曖昧であることに加え、申立人の母親も保険料の納付についての記憶が定かではなく、申立期間①の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成3年7月に払い出されており、その時点において、納付することが可能である元年6月以降の国民年金保険料の納付書が発行されたと考えられるほか、申立人は、申立期間①当時から手帳記号番号が払い出された3年7月までを通じて、同一市内に居住しているため、別の手帳記号番号が払い出される事情はうかがえず、申立期間①は、当時、未届けによる未加入期間であり、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年7月から同年11月までの期間及び2年12月から3年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年6月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年6月から同年8月まで

私の両親は、私が昭和42年にそれまで勤めていた会社を退職した後、私の国民年金の加入手続を行い、自宅に来ていた集金人に国民年金保険料を納付してくれたはずである。それにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その両親が昭和42年に申立人の国民年金の加入手続を行ってくれたと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の資格取得日から、申立人の加入手続時期は、同年8月から同年11月までの間と推認され、申立内容と一致する。

また、申立人の特殊台帳によると、資格取得日が昭和42年6月となっており、申立期間は強制加入期間であるにもかかわらず、同年8月の納付記録欄に、「この月まで納付不要」の記載があることに加え、同台帳の申立人の氏名も誤って記載されているなど、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがえる。

さらに、申立期間は1回、かつ3か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、保険料の納付意識は高かったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年1月の国民年金保険料については、重複して納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年1月
② 昭和53年5月及び同年6月

私は、昭和43年9月に厚生年金保険から国民年金への切替手続を区役所で行い、44年1月まで区役所で国民年金保険料を納付していたが、同年5月ごろ、申立期間①の保険料を納付するようにと過年度納付書が郵送されてきたので、当該期間の保険料を重複納付した。

申立期間②について、私は病気のため昭和53年3月に会社を退職し、厚生年金保険第4種被保険者の資格を得て、厚生年金保険料を納付していたところ、市役所から申立期間②の国民年金保険料の納付通知書が届いたので、当該期間の保険料を金融機関で納付した。

社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間①及び②の国民年金保険料は還付したとの回答であったが、私は還付を受けていないことから還付してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和44年5月ごろ、既に納付した国民年金保険料の過年度納付書が郵送されてきたため、当該期間の保険料を重複納付したと述べているところ、申立人の所持する国民年金手帳には、43年9月から申立期間①までの保険料を現年度納付したことを示す検認印が押されていることが確認できる上、申立人は、申立期間①の過年度保険料を納付したことを示す領収書を所持していることから、保険料を重複して納付していた事実が確認できるが、申立人の特殊台帳には、当該保険料が還付された形跡は見当たらない。

2 一方、申立期間②について、申立人は、厚生年金保険第4種被保険者であった時期に、市役所から申立期間②の納付書が届いたので、当該期間の国民年金保険料を納付したが、その後、保険料の還付を受けた記憶は無いと主張しているところ、申立人は当該期間の領収書を所持しているものの、申立人の特殊台帳には、当該期間の保険料について還付決定された記録が確認できる上、申立人は、昭和53年8月1日付けで社会保険事務所（当時）から発行された厚生年金保険第4種被保険者の決定通知を所持していることから、当時、申立人は、申立期間②の保険料を納付した後に厚生年金保険第4種被保険者の資格をさかのぼって取得したことにより、申立期間②が国民年金の未加入期間となったため、保険料が還付されたものと考えるのが合理的である。

また、申立人の特殊台帳に記載されている還付記録について不自然さは無く、ほかに申立人に対して申立期間②の国民年金保険料が還付されていないことをうかがわせる事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年1月の国民年金保険料については、重複して納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成15年4月から16年3月までの期間及び17年1月の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年4月から16年3月まで
② 平成17年1月

私は、国民年金の加入手続を妻の分と一緒にいき、将来の年金額を少しでも増やすため、同時に、付加年金にも加入した。加入手続後、最初のころは自宅近くの金融機関で、その後は、預金の集金に来ていた別の金融機関の担当者に頼んで、夫婦二人分の国民年金保険料を、付加保険料と併せて納付していた。私は、付加年金に加入後は、夫婦二人分の定額保険料に併せて付加保険料を納付してきたにもかかわらず、申立期間の付加保険料が、夫婦共に未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、同期間の前後の付加保険料を、定額保険料と共に納付しており、制度上、付加保険料を納期限までに納付しなかったときは、その納期限の日に、付加保険料を納付する者でなくなる申出をしたものとみなされるが、オンライン記録によると、その旨の処理がなされておらず、同期間後、再度付加保険料の納付が開始されているが、改めて申し出た旨の処理もなされていないことに加えて、同期間の前後を通じて、申立人の住所及び職業に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の同期間の定額保険料を納付しておきながら、付加保険料のみ未納とされているのは不自然である。

また、申立期間②についても、申立期間①同様、オンライン記録上、付加保険料が未納とされているが、付加保険料を納付する者でなくなる旨の処理がなされていないことに加え、申立期間②の定額保険料は、現年度納付され

ており、同期間の付加保険料も、定額保険料とともに納付されたと推認しても特段不合理ではない。

さらに、申立期間①及び②は、12 か月及び1 か月とそれぞれ短期間であり、申立人は、加入手続以降の国民年金加入期間の定額保険料をすべて納付し、申立期間以外の付加保険料に未納が無いなど、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成15年4月から16年3月までの期間及び17年1月の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年4月から16年3月まで
② 平成17年1月

私の夫は、私の国民年金の加入手続を夫の分と一緒にいき、将来の年金額を少しでも増やすため、同時に、付加年金にも加入してくれた。加入手続後、最初のころは自宅近くの金融機関で、その後は、預金の集金に来ていた別の金融機関の担当者に頼んで、夫婦二人分の国民年金保険料を、付加保険料と併せて納付してくれていた。私は、付加年金に加入後は、夫が夫婦二人分の定額保険料に併せて付加保険料を納付してくれていたにもかかわらず、申立期間の付加保険料が、夫婦共に未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、申立人の夫は、同期間の前後の付加保険料を、定額保険料と共に納付しており、制度上、付加保険料を納期限までに納付しなかったときは、その納期限の日に、付加保険料を納付する者でなくなる申出をしたものとみなされるが、オンライン記録によると、その旨の処理がなされておらず、同期間後、再度付加保険料の納付が開始されているが、改めて申し出た旨の処理もなされていないことに加えて、同期間の前後を通じて、同期間の定額保険料及び付加保険料を納付したとするその夫の住所及び職業に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の同期間の定額保険料を納付しておきながら、付加保険料のみ未納とされているのは不自然である。

また、申立期間①及び②は、12か月及び1か月とそれぞれ短期間であり、

申立人は、加入手続以降の国民年金加入期間の定額保険料をすべて納付し、申立期間以外の付加保険料に未納が無いなど、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年12月から58年1月までの期間及び同年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年12月から58年1月まで
② 昭和58年4月から同年9月まで

私は、昭和49年4月に家業を継ぐため会社を退職した際、国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料の納付については、私の職場を訪れていた集金人に、妻の保険料と一緒に納付していたにもかかわらず、私のみ申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料について、集金人に妻の保険料と一緒に納付していたと主張しているところ、その妻は申立期間①及び②の保険料が納付済みとなっている上、申立人の居住していた地域では、申立期間①及び②当時、集金人制度が存在していたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人は、申立期間①及び②を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している上、前納している期間も確認できることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められるとともに、申立期間①及び②は、それぞれ2か月及び6か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 2 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで

私は、国民年金の加入手続を行った時期ははっきりと憶^{おぼ}えていないが、区役所で国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、私が、国民年金制度が発足した昭和 36 年 4 月から 60 歳になるまで未納期間が無いように納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度が発足した昭和 36 年 4 月から国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、38 年 2 月に払い出されていることが確認でき、その時点では申立期間の保険料を過年度納付により納付することが可能であった上、申立期間は国民年金の強制加入被保険者となる期間であり、国民年金被保険者資格をさかのぼって取得することができる期間であることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人の被保険者名簿では、被保険者資格取得日が昭和 38 年 1 月 1 日と記載されているが、オンライン記録では 37 年 4 月 1 日とされており、双方の記録が相違している上、申立人の国民年金手帳記号番号払出簿及び被保険者名簿では、申立人の氏名が誤って記載されていることから、行政側の記録管理が適切に行われていなかったことがうかがえる。

さらに、申立人は申立期間後の国民年金保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる上、申立期間は 1 回、かつ 12 か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から50年3月までの期間及び51年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年10月から50年3月まで
② 昭和51年1月から同年3月まで

国民年金制度発足当時の昭和35年10月ごろ、私の妻が区役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。申立期間①及び②の国民年金保険料については、私たち夫婦はAに従事していたので、手の空いた方が金融機関で納付書により夫婦二人分の保険料を納付していた。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②当時、申立人又はその妻が金融機関で納付書により国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、当時、申立人夫婦が申立期間の保険料を納付していたとする金融機関は実在し、納付書による保険料の収納が行われていたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間①及び②の国民年金保険料については、申立期間①及び②直後の納付済みとなっている昭和50年度及び51年度の保険料額より大半が安価であることが確認できることから、申立期間①及び②の保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間①及び②を除いて、国民年金加入期間の国民年金保険料がすべて納付済みとなっている上、特例納付を行っている期間も見られることから、保険料の納付意識は高かったものと認められるとともに、申立期間①及び②は、それぞれ6か月及び3か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から50年3月までの期間及び51年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年10月から50年3月まで
② 昭和51年1月から同年3月まで

私は、国民年金制度発足当時の昭和35年10月ごろ、区役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。申立期間①及び②の国民年金保険料については、私たち夫婦はAに従事していたので、手の空いた方が金融機関で納付書により夫婦二人分の保険料を納付していた。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②当時、申立人又はその夫が金融機関で納付書により国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、当時、申立人夫婦が申立期間の保険料を納付していたとする金融機関は実在し、納付書による保険料の収納が行われていたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間①及び②の国民年金保険料については、申立期間①及び②直後の納付済みとなっている昭和50年度及び51年度の保険料額より大半が安価であることが確認できることから、申立期間①及び②の保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間①及び②を除いて、国民年金加入期間の国民年金保険料がすべて納付済みとなっている上、特例納付を行っている期間も見られることから、保険料の納付意識は高かったものと認められるとともに、申立期間①及び②は、それぞれ6か月及び3か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年6月1日から同年9月7日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を同年6月1日に、同資格の喪失日に係る記録を同年9月7日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年5月23日から37年5月1日まで
② 昭和39年11月1日から40年9月5日まで

A社及びB社に勤務していた期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落しているが、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、同僚は、「申立人は、自分と大体同じ時期にA社に入社したのではないかと思う。」と述べているところ、当該同僚は、昭和36年6月1日に同社において被保険者資格を取得していることが確認できる上、申立人が同時期に入社したとする複数の同僚は、同年5月から同年6月にかけて同社において被保険者資格を取得している。

また、上記の同僚が「A社を退職後、C市DにあったB社に転職し、はっきりとは覚えていないが、申立人も同社に転職したと思う。」と述べており、当該同僚は、昭和36年9月7日にA社において被保険者資格を喪失していることが確認できるところ、ほかの同僚は、「申立人はA社を数箇月で退職し、上記の同僚と一緒にC市Dにあった会社に転職した。」と供述している。

これらのことから、申立人は申立期間①のうち、昭和 36 年 6 月 1 日から同年 9 月 7 日までの期間に A 社に勤務していたことが認められる。

また、複数の同僚が、A 社では入社と同時に厚生年金保険に加入したとしている上、申立人が同時期に入社し同じ業務に従事していたとする複数の同僚は、当該期間において同社の厚生年金保険被保険者であったことが確認できることから、当時、同社においては、申立人と同じ業務に従事していた者すべてが厚生年金保険に加入していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①のうち、昭和 36 年 6 月 1 日から同年 9 月 7 日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

一方、申立期間①のうち、昭和 36 年 5 月 23 日から同年 6 月 1 日までの期間及び同年 9 月 7 日から 37 年 5 月 1 日までの期間については、上記のとおり、申立人の当該期間における勤務実態をうかがうことができず、このほかに、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、これを認めることはできない。

また、昭和 36 年 6 月から同年 8 月までの標準報酬月額については、申立人と同職種であった同僚の A 社における当該期間に係る社会保険事務所（当時）の記録から、1 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 社は既に解散し確認できないが、仮に、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 36 年 6 月から同年 8 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人は B 社に勤務していたと主張しているが、申立人が同時期に同社に入社したとする複数の同僚は、当該期間において同社に係る厚生年金保険被保険者記録は確認できず、上記の複数の同僚は、同社に勤務したのは当該期間より前で、当該期間は同社に勤務していないと証言している。

また、オンライン記録により、当該期間に B 社に勤務していたことが確認できる複数の者に照会した結果、いずれも申立人を知らないと回答しており、当該期間に係る申立人の勤務実態を確認することができない。

さらに、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与

から控除されていることを確認できる給料明細書等の資料を所持しておらず、当該期間のB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も見当たらない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和19年10月1日から20年9月1日までの期間について、A社B工場の事業主は、申立人が19年10月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、20年9月1日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、70円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和16年4月1日から20年9月まで

私は、昭和16年3月にC尋常高等小学校を卒業し、同年4月1日にA社B工場に入社し、20年9月に退職するまでの期間の厚生年金保険の記録が無いので、調査して、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和16年3月にC尋常高等小学校を卒業し、同年4月1日にA社B工場に入社し、20年9月に退社するまで継続して勤務していたと述べているところ、複数の同僚の証言から、申立人は、同年4月1日から当該事業所に勤務していたと認められる上、厚生年金保険被保険者番号払出簿により、申立人は19年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

一方、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳において申立人の名前は確認できない。

しかしながら、上記の払出簿において申立人と同一ページに記載されている被保険者24名についても、上記被保険者名簿にその氏名が見当たらないことから、A社B工場を管轄していたD社会保険事務所（当時）は何

らかの事情により、その管理していた台帳を逸失し、その後、復元された当該事業所に係る被保険者名簿は、取り寄せた資料等が一部にとどまった等のため、完全な復元には至らなかったものと考えられる。

また、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者の資格喪失日については、申立人及び同僚の具体的な供述内容、当該事業所の被保険者縦覧において、申立人と同時期の昭和17年及び18年中に厚生年金保険被保険者の資格を取得している同僚で名前の確認できた被保険者29人のうち27人が20年9月1日以降に資格を喪失していること、当時、軍需工場においては国家総動員法の下、自らの意思で退職することが困難であったこと等の諸事情を総合的に考慮すると、同社における申立人の資格喪失日は、同年9月1日とすることが妥当である。

これらを総合的に判断すると、A社B工場の事業主は、申立人が昭和19年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、20年9月1日であったと認められる。

なお、昭和19年6月1日から同年10月1日までの期間については、厚生年金保険制度発足前の準備期間として保険料の徴収は行われていない期間であることから、当該期間については、申立人を厚生年金保険の被保険者として認めることはできない。

また、昭和19年10月から20年8月までの標準報酬月額については、A社B工場における元女性社員の当該期間に係る社会保険事務所の記録から、70円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和16年4月1日から17年6月1日までの期間は、年金制度発足前の期間であり、同年6月1日から19年6月1日までの期間については、当時施行されていた労働者年金保険法（昭和16年法律第60号）の適用範囲は、筋肉労働者の男子工員のみであり、女子が適用になったのは、厚生年金保険法（昭和19年法律第21号）が施行された同年6月1日以降のため、申立人は、当該期間において厚生年金保険の被保険者になることはできない期間であることから、16年4月1日から19年6月1日までの期間については、申立人を厚生年金保険の被保険者として認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を平成元年7月24日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年7月24日から同年8月21日まで

私は、平成元年7月24日にA社に社員として採用されたが、厚生年金保険被保険者資格の取得日は同年8月21日となっている。同社の採用証明書を添付するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持するA社の採用証明書から、申立人は、平成元年7月24日付けで同社の社員として採用されていることが確認できる。

また、申立人の夫の勤務先に対し、健康保険の被扶養者の情報について照会したところ、「申立人は、平成元年7月24日に夫の健康保険の扶養から外れ、2年4月28日に再び夫の扶養に戻っている。」と回答していることから、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

さらに、A社において申立人と同様の業務に従事していたと思われる複数の同僚は、「正社員としての勤務期間と、厚生年金保険の加入記録とは、一致している。」と証言しており、申立期間当時、同社においては、正社員として入社すると同時に厚生年金保険被保険者資格を取得させていたことが推認される。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険

料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成元年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、19万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明であると回答しているが、厚生年金保険における申立人の被保険者資格の取得日が、雇用保険の記録における被保険者資格の取得日と同日になっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格取得日を記録したとは考え難いことから、事業主が平成元年8月21日を資格所得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年12月1日から40年9月15日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を39年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年9月15日から40年9月15日まで
② 昭和40年10月1日から同年12月31日まで

私は、昭和39年9月15日にB社C事業所に正社員として入社し、D職を担当した。40年12月31日の退職まで継続して勤務したが、厚生年金保険の記録によると、同社のグループ会社であるA社において同年9月15日に被保険者資格を取得し、同年10月1日に資格を喪失したことになっており、加入月数が1か月になっている。

社会保険事務所（当時）によると、B社における私の厚生年金保険記録が無いのは、同社がA社の事業所名で届出を行ったことによるそうだが、加入月数が1か月のはずはないので、勤務した期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の記録及びB社の複数の同僚の供述から、申立人は、申立期間のうち、昭和39年12月1日から40年9月30日まで同社に勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録において、B社が厚生年金保険の適用事業所となる以前の期間については、申立人を含む同社の社員全員が、同社のグループ会社であるA社において厚生年金保険被保険者となっていることが確認

できる。

さらに、当時のB社の社会保険事務担当者によると、「B社の雇用保険の記録があれば同社の正社員であり、厚生年金保険に加入していたはずである。」と証言しているほか、同社における複数の同僚も、「私もB社の社員であったが、勤務した期間の一部についてはA社で加入した記録となっており、昭和46年2月1日からB社での厚生年金保険被保険者期間に切り替わっている。」と証言していることから、申立人は、申立期間のうち、39年12月1日から40年9月15日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和40年9月の社会保険事務所の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は既に亡くなっており、証言が得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、昭和39年9月15日から同年12月1日までの期間及び申立期間②については、申立人の雇用保険の記録が無く、B社の事業主は、既に亡くなっているほか、同僚からも申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除がうかがえる証言が得られなかった。

また、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等を所持していない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和24年7月1日から同年9月1日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、同年9月1日であると認められることから、当該期間における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額は、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和24年7月1日から同年9月1日まで
② 昭和24年11月25日から25年12月1日まで
③ 昭和25年12月1日から26年10月ごろまで

私は、昭和24年5月1日から26年10月ごろまで、B社（26年4月1日に、C社へ名称を変更）D事業所に継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録では、24年7月1日から同年9月1日までの期間及び同年11月25日から26年10月ごろまでの期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているため、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日は、昭和24年7月1日と記録されている。

しかしながら、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には、A社における資格喪失日は昭和24年9月1日と記載されている。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和24年9月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められる。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

申立期間②について、申立人が名前を挙げた複数の同僚の証言から、申立人はB社に勤務していたことが推認される。

しかし、申立人は、「B社D事業所では、同じ勤務内容の同僚はいない。」と述べており、申立人及び複数の同僚の証言から、申立人と同じ同社D事業所で勤務していたと考えられる同僚7名を抽出し、勤務期間と被保険者記録を比較したところ、4名については、勤務期間に比し被保険者期間の記録が短いことがうかがわれる。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、被保険者資格の喪失状況をみると、昭和24年9月1日に被保険者資格を取得している175名のうち、申立人と同じ同年11月25日に被保険者資格を喪失している者が38名いることが確認でき、同年11月25日にまとめて厚生年金保険被保険者資格を喪失させていることがうかがわれる。

さらに、B社の後継組織であるE社の事業年表から、「昭和25年3月B社、経営悪化による人員整理を実施 同年5月 E社全体の欠損金、100億円に達する深刻な経営危機が明白になる」との記載が確認できる上、申立人及び複数の同僚も、「当時、経営状態は良くなかったと思う。」と証言している。

加えて、E社F事業所は、「B社D事業所に係る資料は無い。」と回答しており、申立人の申立期間②における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

申立期間③について、申立人及び複数の同僚の証言から、期間は特定できないものの、当該期間のうちの一部期間においては、申立人がC社に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人は、「B社D事業所では、同じ勤務内容の同僚はいない。」と述べており、申立人及び複数の同僚の証言から、同社D事業所で勤務していたと思われる同僚7名の被保険者記録を調べたところ、6名については、C社における被保険者記録が無いことから、同社では同社D事業所での勤務者について、厚生年金保険の加入手続において個人ごとに取り扱いが異なっていた状況がうかがわれる。

また、E社F事業所は、「C社D事業所に係る資料は無い。」と回答しており、申立人の申立期間③における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間②及び③における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等を所持していない。

このほか、申立人の申立期間②及び③における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和25年8月1日から26年9月1日までの期間について、事業主は申立人が25年8月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、26年9月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人のB社C事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額を、25年8月から26年7月までは2,500円、同年8月は8,000円とすることが必要である。

また、申立期間のうち、昭和27年5月1日から同年11月19日までの期間について、事業主は申立人が同年5月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年11月19日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められることから、申立人のD社E事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年8月2日から同年10月1日まで
② 昭和25年8月1日から26年9月1日まで
③ 昭和27年5月1日から同年11月19日まで

私の父は、昭和22年8月から24年5月までA社に勤務した。しかし、そのうち22年8月2日から同年10月1日までの厚生年金保険の被保険者記録が無い。

また、昭和24年6月から41年11月までF社（前身のB社、D社を含む。）に継続して勤務した。そのうちの25年8月1日から26年9月1日までのB社C事業所に勤務した期間及び27年5月1日から同年11月19日までのD社E事業所に勤務した期間の記録が無い。

いずれも勤務したことは確かなので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の長男が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求

めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、雇用保険の加入記録及びF社が保管する人事記録から、申立人は、当該期間においてB社に勤務していたことが確認できる。

また、B社C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人と同姓同名で同一生年月日の者が昭和25年1月1日に資格を取得し、26年9月1日に資格を喪失している基礎年金番号に未統合の記録がある。

さらに、昭和25年10月1日現在のB社の社員名簿には、申立人が同社C事業所に勤務していた記載があり、上記の被保険者名簿に記録がある同僚に確認したところ、同社C事業所において申立人のほかには同姓同名の社員はいなかったとしていることから、上記の未統合の記録は申立人の厚生年金保険被保険者記録と認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和25年8月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、26年9月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記の被保険者記録から、昭和25年8月から26年7月までは2,500円、同年8月は8,000円とすることが妥当である。

申立期間③について、雇用保険の加入記録及びF社が保管する人事記録から、申立人が当該期間においてD社E事業所に勤務していたことが確認できる。

また、D社E事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人と同姓同名で同一生年月日の者が昭和27年1月1日に資格を取得し、同年11月19日に資格を喪失している基礎年金番号に未統合の記録がある。

さらに、上記の被保険者記録における厚生年金保険被保険者番号は、申立人の基礎年金番号と一致することから、当該記録は申立人の被保険者記録であると認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和27年5月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年11月19日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったと認められる。

なお、当該期間における標準報酬月額については、上記の被保険者記録から、8,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間①について、F社の人事記録では、申立人が昭和22年8月に同社を退職し、同年8月にA社に入社した旨の記載があることから、申立人が当該期間において同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録により、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和22年10月1日であり、当該期間は適用事業所でなかつ

たことが確認できる。

また、昭和22年10月1日時点においてA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記録がある同僚12人に照会したところ二人から回答があり、いずれも、「昭和22年10月以前から勤務していたが、その期間の保険料控除はなかった。」と証言している。

このほか、申立人の期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和31年11月1日から32年1月1日までの期間の厚生年金保険被保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を31年11月1日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立人は、申立期間のうち、昭和32年1月1日から同年10月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を1万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立人は、申立期間のうち、昭和32年10月1日から34年5月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日（32年10月1日）及び資格取得日（34年5月1日）に係る記録を取り消し、当該期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年11月1日から32年1月1日まで
② 昭和32年1月1日から同年10月1日まで
③ 昭和32年10月1日から34年5月1日まで

私は、昭和31年11月1日にB社の子会社であるA社に市場代表者及

び事務職として入社した。社員は、私一人であり、B社に移籍する34年5月までの間、厚生年金保険料は同社により徴収されていたのに、申立期間①及び③の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査してほしい。また、記録のある申立期間②は標準報酬月額が相違しているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出のあった給与明細書（昭和31年11月）及び同僚の証言から、申立人が当該期間にA社において勤務していたことが認められる。

また、前記の給与明細書において厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

さらに、申立人は、A社は厚生年金保険の適用事業所でなかったため、B社において厚生年金保険の被保険者となっていたと述べているところ、昭和32年1月1日から同年10月1日までの期間において同社の被保険者となっている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、前記の給与明細書の保険料控除額から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、申立人から提出のあった給与明細書（昭和32年2月から同年9月まで）から判断すると、申立人は、その主張する標準報酬月額（1万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対し行

ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間③について、申立人から提出のあった給与明細書（昭和 32 年 11 月及び同年 12 月、33 年 3 月から同年 6 月まで並びに同年 8 月から同年 11 月まで）及び同僚の証言から、申立人が当該期間に A 社において勤務していたことが認められる。

また、前記の給与明細書において厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

さらに、申立人は、A 社は厚生年金保険の適用事業所でなかったため、B 社において厚生年金保険の被保険者となっていたと述べているところ、昭和 32 年 1 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間において同社の被保険者となっている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、前記の給与明細書の保険料控除額から、1 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの被保険者資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を除く。）、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

神奈川県厚生年金 事案 4416 (事案 499 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和22年2月1日から同年8月17日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を同年8月17日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を同年2月から同年5月までは210円、同年6月及び同年7月は600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年2月1日から同年11月1日まで

A社B事業所は昭和22年6月中旬から同年11月中旬まで労働争議があり、労使は組合役員と組合を退会しなかった青年行動隊員を同年10月末日付け解雇の条件で和解したと記憶している。組合側の青年行動隊の一員として最後まで組合を退会せず、同日に解雇されているので、再度、調査し、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社B事業所に勤務していた複数の同僚から聴取を行ったものの、申立内容を確認することができる証言等を得ることができず、また、同社B事業所は既に現存しておらず、当時の事業主の連絡先も不明のため、申立期間に係る保険料の控除について確認できる関連資料等が無いこと等により、既に当委員会の決定に基づく平成21年1月22日付けの総務大臣の年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

しかしながら、今回の再申立てに当たって、労働争議について申立期間当時にA社B事業所に勤務していた同僚の供述と申立人の供述が一致して

いるところ、申立人が具体的に記憶し所属していたとする青年行動隊について、上記同僚は、「青年行動隊に所属していたのは社員のみだった。」と供述している上、申立人は、労働争議が始まるまでの期間は、通常に勤務し給与が支給されていたとしていることから、昭和 22 年 2 月 1 日以降も継続して勤務していたことが認められる。

また、上記同僚は、A社B事業所において労働争議以前の厚生年金保険被保険者記録は継続している上、複数の同僚についても、在職期間中に被保険者資格を喪失していないと供述している。

一方、申立人は、「労働争議において解雇されるまでの期間についての給与は支給されず、退職金も無かった。」と述べているところ、労働組合運動史に、A社B事業所の労働争議について、昭和 22 年 8 月 17 日に始まりとの記載が確認できる。

これら今回新たに判明した事実を総合的に判断すると、申立人は、昭和 22 年 2 月 1 日から同年 8 月 17 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和 22 年 2 月から同年 5 月まではA社B事業所の事業所別被保険者名簿における同年 1 月の申立人に係る記録から 210 円、同年 6 月及び同年 7 月は申立人と同時期に同社B事業所で被保険者資格を取得した複数の者の上記被保険者名簿の記録から 600 円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主の所在は不明であり、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち昭和 22 年 8 月 17 日から同年 11 月 1 日までの期間については、上記のとおり、申立人は、「A社B事業所の労働争議において解雇されるまでの期間についての給与は支給されず、退職金も無かった。」としていることから、労働争議の期間は厚生年金保険料の控除がなかったと認められる。

このほかに、申立人から厚生年金保険料控除を示す新たな資料提出や周辺事情も無く、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成4年10月1日から5年3月26日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を、44万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成5年3月26日から同年4月1日までの期間について、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を同年3月26日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を44万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年10月1日から5年3月26日まで
② 平成5年3月26日から同年4月1日まで

申立期間①について、私は、昭和51年5月から平成6年9月まで、C所の「D店」において、勤務していたが、同店を経営していたA社に雇用されていた期間の標準報酬月額が11万円に下げられていることが分かった。当時の給与は、1か月45万円ぐらいだったので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

また、申立期間②について、「D店」の経営母体がA社からB社に移った際、厚生年金保険の被保険者記録には1か月の欠落があるが、その間も継続して勤務していたので、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録では、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、当初、申立人が主張する44万円と記録されていたところ、

申立人がA社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日（平成5年3月26日）より後の6年3月3日付けで、さかのぼって11万円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立人のほか43名についても申立人と同様の訂正処理が行われていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

さらに、申立人と同様の訂正処理が行われている元同僚が所持している給与明細書から、訂正前の標準報酬月額で厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、有効な記録訂正があったとは認められず、当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、44万円に訂正することが必要である。

申立期間②について、申立人と同様にA社及びB社において被保険者記録のある複数の同僚は、「D店」及びC所にあった店舗の経営母体がA社からB社に変わった際も、従業員は継続して雇用されており、申立人も当該期間においてB社に勤務していたと証言している。

また、前述の元同僚が所持する当該期間に係る給与明細書及び銀行通帳の記載から、厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、B社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のB社における平成5年4月のオンライン記録から、44万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについて、事業主は不明としているが、社会保険事務所におけるB社の資格取得日が雇用保険の記録における資格取得日と同日となっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って同じ資格取得日を記録したとは考え難いことから、事業主が平成5年4月1日を資格取得日と届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を平成6年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を44万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年10月21日から同年11月1日まで

私は、平成6年9月1日から同年10月31日までA社に勤務しており、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している平成6年10月分給与明細書の勤怠欄に、「所定22日」「出勤20日」「欠勤2日」と記載されていることから、申立人が、申立期間に継続してA社に勤務していたことが認められる。

また、前記の給与明細書に、厚生年金保険料の控除額が記載されており、平成6年10月の厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、前記の給与明細書から、44万円とすることが妥当である。

なお、申立人の厚生年金保険料に係る事業主による納付義務の履行については、A社は既に破産廃止しており確認できる関連資料及び周辺事情は無いが、元事業主は、「申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格の取得及び喪失の手続きは行っていない。」と述べているが、社会保険事務所（当時）の記録における同社の資格喪失日が雇用保険の記録における離職日の

翌日になっており、離職日は同じであることから、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格喪失日と記録したとは考え難いことから、事業主が平成6年10月21日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付すべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成10年2月1日から11年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を59万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成10年2月1日から14年10月30日まで
申立期間の標準報酬月額は、59万円であったが20万円に引き下げられている。給与額に変更はなかったため調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成10年2月1日から11年10月1日までの期間について、オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額については、当初、59万円と記録していたところ、同年2月4日付けで、10年2月1日まで遡^{そきゆう}及して20万円に減額訂正されている上、申立人と同様に、同社の取締役2名の標準報酬月額も、11年2月4日^{そきゆう}に遡及して減額訂正されていることが確認できる。

また、A社の事業主は、「申立期間当時、経営状態が悪かったため、厚生年金保険料を長期間滞納していた。しかし、給料は標準報酬月額を減額する以前と同額を申立人へ支払っていた。」と回答している。

なお、A社の商業登記簿謄本により、申立人は、申立期間当時、同社の取締役であったことが確認できるが、同社の総務担当者は、「申立人は、現場作業の指示や手配をする仕事をしており、厚生年金保険の手続には、携^{そきゆう}わってはいなかった。」と証言していることから、申立人が当該遡及訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、平成11年2月4日付けで行われた遡及^{そきゆう}訂正処理は事実^{そきゆう}に即したものと考え難く、社会保険事務所が行った当該

遡^{そきゅう}及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡^{そきゅう}及訂正処理の結果として記録されている申立人の当該期間に係る標準報酬月額^{そきゅう}は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た59万円に訂正することが必要と認められる。

一方、申立期間のうち、平成11年10月1日から14年10月30日までの期間については、上記の遡^{そきゅう}及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（11年10月1日）で20万円と記録されているところ、当該処理については遡^{そきゅう}及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

また、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和51年11月18日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年11月18日から52年2月18日まで
私は、昭和45年3月26日から59年2月1日までA社（現在は、D社）に勤務していたが、51年11月18日から52年2月18日までの厚生年金保険被保険者の記録が無い。当該期間中も同社で勤務しており給与明細書にも厚生年金保険料が控除されている旨の記載があるので、確認の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人が所持する給与明細書及び企業年金連合会から提出された中脱記録照会（回答）により、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和51年11月18日に、A社B支店から同社C支店に転勤）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、D社企業年金基金からは、厚生年金保険の資格取得及び資格喪失に係る届出は、複写式の様式を使用し、厚生年金基金に提出したものと同一内容の書類を社会保険事務所に提出していたものと思われるとの回答を得ている。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和51年11月18日にA社C支店において厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間における申立人の厚生年金基金の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和 21 年 2 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間について、事業主は、申立人が同年 2 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年 4 月 1 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、当該期間の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については 60 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 4 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 20 年 4 月 1 日から 23 年 6 月ごろまで
② 昭和 23 年 6 月ごろから 24 年 6 月ごろまで
③ 昭和 25 年 8 月ごろから 26 年 4 月ごろまで

申立期間①は、昭和 20 年 4 月 1 日に A 社に入社し、戦後の自宅待機期間を経て 23 年ごろに会社が倒産するまで現場監督として勤務した。

申立期間②は、B 県の C 店に 1 年ほど勤務した。その後実家に帰ったが、申立期間③は、D 県の F 店に半年ほど勤務した。

申立期間①から③までについて、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和 21 年 2 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間について、A 社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、申立人と氏名の漢字が一字異なるものの、読みが同じで生年月日の同じ者が、同年 2 月 1 日に被保険者資格を取得し、同年 4 月 1 日に同資格を喪失している基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

また、申立人の詳細な記憶及び A 社の事業主の氏名及び同僚から聴取した当時の同社の事業内容が申立人の記憶と一致していることから、申立人が当該期間に同社に勤務していたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、上記の記録は申立人の記録であり、事業

主は、申立人が昭和 21 年 2 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年 4 月 1 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記の被保険者記録から、60 円とすることが妥当である。

一方、申立期間①のうち、昭和 20 年 4 月 1 日から 21 年 2 月 1 日までの期間及び同年 4 月 1 日から 23 年 6 月ごろまでの期間については、申立人の記憶から A 社に継続して勤務していたことがうかがえる。

しかし、同僚は、A 社に勤務していた期間と厚生年金保険被保険者となっている期間が一致していない旨を述べており、同社では勤務期間のすべてが厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがわれる。

また、A 社は昭和 25 年 8 月に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主も不明であることから、当時の厚生年金保険の取扱いについて照会することができない。

申立期間②について、申立人は、C 店での仕事内容を記憶していることから、申立人が同店に勤務していたことはうかがえるが、オンライン記録において当該期間に厚生年金保険の適用事業所となっている C 店という名称の事業所は無く、商業登記の記録も見当たらない。

また、申立人は、C 店で働いていたのは、社長と事務員と自身の 3 名ぐらいであったとしているが、これらの者の氏名を記憶していないため、当時の状況について照会することができない。

申立期間③について、申立人は、F 店で行った仕事について詳しく記憶しているが、勤務期間について記憶があいまいな上、同僚の名前も記憶していないことから、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

また、オンライン記録において申立期間③に厚生年金保険の適用事業所となっている F 店という名称の事業所は無く、商業登記の記録も見当たらない。

このほか、申立期間①のうちの昭和 20 年 4 月 1 日から 21 年 2 月 1 日までの期間及び同年 4 月 1 日から 23 年 6 月ごろまでの期間並びに申立期間②及び③について、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①のうち、昭和 20 年 4 月 1 日から 21 年 2 月 1 日までの期間及び同年 4 月 1 日から 23 年 6 月ごろまでの期間並びに申立期間②及び③について、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を56万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年10月1日から同年12月21日まで
ねんきん定期便を見たところ、平成15年10月及び同年11月の標準報酬月額が低くなっていることに気が付いた。標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する56万円と記録されていたところ、申立人がA社において被保険者資格を喪失した日(平成15年12月21日)より後の15年12月24日付けで、さかのぼって9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立期間におけるA社の厚生年金保険被保険者104名中申立人を含む83名が、標準報酬月額をさかのぼって引き下げられていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

さらに、申立人と同様の訂正処理が行われている同僚が所持している給与明細書から、訂正前の標準報酬月額に基づいて厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、有効な記録訂正があったとは認められず、申立期間に係る標準報酬月額は、当初、事業主が社会保険事務所へ届け出た56万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成6年8月1日から同年11月1日までの期間及び同年12月1日から7年10月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を47万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立人は、申立期間のうち、平成12年5月1日から16年6月1日までの期間及び同年8月1日から17年9月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、12年5月から同年12月までは47万円、13年1月から16年5月まで及び同年8月から17年8月までは44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年10月1日から63年10月1日まで
② 平成6年8月1日から7年10月1日まで
③ 平成12年5月1日から17年9月1日まで

私は、A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和62年1月1日から厚生年金保険に加入しているが、申立期間①については、オンライン記録の標準報酬月額が24万円になっており、それより前の期間の26万円から下がっていることはおかしい。

また、申立期間②及び③については、給料支払明細書を所持しているが、オンライン記録の標準報酬月額と給与から控除されていた厚生年金

保険料に見合う標準報酬月額に相違があるので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われることから、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額か、申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内のいずれか低い方を認定することとなる。

したがって、申立人の所持する給料支払明細書において確認できる給与総支給額又は保険料控除額から、申立期間②及び③のうち、平成6年8月1日から同年11月1日までの期間、同年12月1日から7年10月1日までの期間、12年5月1日から16年6月1日までの期間及び同年8月1日から17年9月1日までの期間の標準報酬月額については、6年8月から同年10月まで、同年12月から7年9月まで及び12年5月から同年12月までは47万円、13年1月から16年5月まで及び同年8月から17年8月までは44万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間②及び③のうち、平成6年11月1日から同年12月1日までの期間、16年6月1日から同年8月1日までの期間について、事業主により給与から控除されていた厚生年金保険料に基づく標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額と同額であることから、当該期間について、標準報酬月額に係る記録を訂正する必要は認められない。

なお、申立期間のうち、平成6年8月1日から同年11月1日までの期間及び同年12月1日から7年10月1日までの期間について、事業主が厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答が得られておらず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料等が無いことから行ったとは認められない。

他方、申立期間のうち、平成12年5月1日から16年6月1日までの期間及び同年8月1日から17年9月1日までの期間について事業主が厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答が得られていないが、当該期間について、給料支払明細書等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所記録されている標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、

事業主は、給料支払明細書等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①について、申立人は、「標準報酬月額が、申立期間前より下がっているのはおかしい。」として、当該期間に係る標準報酬月額の相違を申し立てているが、オンライン記録によると、A社で厚生年金保険被保険者となっている複数の同僚の当該期間における標準報酬月額は、申立人と同様に申立期間前より下がっていることが確認できる。

また、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、代表取締役と同額である上、A社のほかの同僚と比較して著しく低額であるなどの事情も見受けられない。

さらに、A社において、標準報酬月額^{そきゅう}の遡及訂正等の不自然な処理が行われた形跡は確認できない。

加えて、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料控除額を確認できる給料支払明細書等を所持しておらず、A社も賃金台帳等の保険料控除額が確認できる資料は見当たらないと回答している。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和28年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年5月1日から同年6月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、A社D支店から同社C支店に転勤した時期である申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落していることが分かった。昭和22年の入社以来、51年10月まで同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録によると、事業所名は不明であるが、申立人が昭和22年11月1日（失業保険（現在は、雇用保険）が実施された日）に被保険者資格を取得し、51年10月31日に離職していることが確認でき、A社に係る厚生年金保険被保険者記録と符合していることから判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（同社D支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人の妻は、「夫がA社C支店に転勤する時には、同社D支店の社宅の方からせんべつに白のウールのフレンチ袖の

セーターをもらったので、昭和 28 年 5 月には同社 C 支店のある E 市に異動していたと思う。」と供述していることから、同年 5 月 1 日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 社 C 支店における昭和 28 年 6 月の社会保険事務所の記録から 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A 社を昭和 52 年に合併した B 社は、「合併前に退職した者についての資料等は引き継ぎをしておらず、資料が無いため不明。」と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否については、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和40年3月1日に、申立人の同社における同資格の喪失日に係る記録を45年12月1日に、申立人のB社E支店における同資格の喪失日に係る記録を54年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を40年2月は1万2,000円、45年11月は6万円、54年1月は22万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年2月27日から同年3月1日まで
② 昭和45年11月28日から同年12月1日まで
③ 昭和54年1月17日から同年2月1日まで

私は、平成11年にB社を退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者でない期間が1か月ずつ3か所、合計3か月ある。最後の申立期間については、給与明細書があり、そのほかの期間も給与から保険料を控除されていたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が提出した継続勤務証明書及び申立人の所持する昭和54年2月の給与明細書から、申立人がA社に継続して勤務し（申立期間①は、40年3月1日にA社C営業所から同社に異動、申立期間②は、45年12月1日に同社から同社D支店に異動、申立期間③は、54年2月1日にB社E支店から同社F支社G営業所に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C営業所にお

ける昭和 40 年 1 月及び同社における 45 年 10 月の社会保険事務所（当時）の記録及び上記の給与明細書から、40 年 2 月は 1 万 2,000 円、45 年 11 月は 6 万円、54 年 1 月は 22 万円とすることが妥当である。

また、事業主が申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

なお、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和42年8月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否については、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年8月21日から同年9月1日まで

A社の関連会社であるB社からA社に転籍した際の、厚生年金保険被保険者記録が欠落している。私は、申立期間においても同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出された人事記録台帳から判断すると、申立人は申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和42年8月21日にB社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和42年9月の社会保険事務所（当時）の記録から3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和50年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月15日から同年11月1日まで

私は、昭和29年2月1日から63年4月30日まで継続してC社系の事業所に勤務していたが、50年10月31日まで勤務していたA社B支店からD社に転勤になった時の厚生年金保険の記録が1か月欠落しているので、この期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された人事記録及び申立人に係る雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和50年11月1日にA社B支店からD社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和50年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を47万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年10月1日から平成元年10月1日まで
私は、昭和35年4月1日にA社に入社し、平成5年6月30日までB部門で働いていた。

ねんきん定期便で、申立期間の標準報酬月額が下がっていることを知ったが、当時の私の給料は47万円だったはずである。

申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（副）には、社会保険事務所の昭和63年8月25日付けの受付印が押されており、当該通知書によると、申立人の同年10月1日の定時決定における標準報酬月額は、47万円と記載されている。

また、A企業年金基金の記録において、申立人の申立期間の標準報酬月額は47万円と記録されている。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人が主張する47万円であるとする届出を事業主が社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

神奈川県厚生年金 事案 4429（事案 2666 の再申立て）

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を、平成6年4月から同年10月までは53万円、同年11月から7年3月までは59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月1日から7年4月30日まで
私がA社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が減額訂正されている。

当該訂正について、当時の給与支払明細書を提出するので、調査をして標準報酬月額を訂正してほしいと、第三者委員会に申立てを行ったが、「代表取締役として記録の訂正に関与しているので、記録を訂正する必要は認められない。」との回答であった。

しかし、当初の判断後、A社のオーナーから、「申立期間当時、申立人は、標準報酬月額の減額についての権限を有しておらず、標準報酬月額の減額処理はすべて私が行った。」旨を記した上申書を得たので、これをもって再度審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、当初、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、平成6年4月から同年10月までは53万円、同年11月から7年3月までは59万円と記録されていたところ、同年4月28日付けで20万円に引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役であったことから当該訂正処理に関与していなかったとは考え難いとして、既に当委員会の決定に基づく平成22年5月21日付け年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

しかしながら、当初の決定後に、申立人から提出された、A社の経営実

権を持っていたオーナーが書いた上申書において「A社の実質的な権限は、私が持っていた。申立人は名目だけの代表取締役であり、標準報酬月額^{そきゅう}の減額についても、私が独断で同意し、遡及訂正^{そきゅう}の届出を行った。」旨を述べていることから、申立人は当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額^{そきゅう}について、平成7年4月28日付けで行われた遡及訂正^{そきゅう}処理は、事実^{じじつ}に即した^{すなは}たものとは考え難く、有効な記録訂正^{きらくていせい}があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た6年4月から同年10月までは53万円、同年11月から7年3月までは59万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を平成15年8月11日、同年12月17日、16年8月10日及び同年12月15日は60万円、17年8月10日は55万円、同年12月20日、18年8月8日及び同年12月20日は50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月11日
② 平成15年12月17日
③ 平成16年8月10日
④ 平成16年12月15日
⑤ 平成17年8月10日
⑥ 平成17年12月20日
⑦ 平成18年8月8日
⑧ 平成18年12月20日

私は、昭和61年12月20日にA社に入社し、平成20年6月15日に同社を退社した。15年から厚生年金保険料が賞与から控除されるようになり、賞与明細書では保険料が控除されているにもかかわらず厚生年金保険の記録が欠落しているため記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した申立期間に係る賞与支給明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（平成15年8月11日、同年12月17日、16年8月10日及び同年12月15日は60万円、17年8月10日は55万円、同年12月20日、18年8月8日及び同年12月20日は50万

円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間にA社の被保険者となっている19名に照会したところ、このうちの17名から回答があり、当該17名すべてが「申立期間において賞与の支給があった。」と回答しているにもかかわらず、同社の被保険者で申立期間において賞与の記録がある者が存在しないことから、事業主は賞与支払届の提出を行っておらず、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人が主張する申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成17年12月12日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額（24万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を24万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月12日

平成17年12月12日に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の記録ではその記載が無い。

私が当時勤務していたA社は、当該賞与から厚生年金保険料を控除していたにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に賞与支払届を行っていないことを認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した賞与支給明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（24万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和34年7月19日から36年2月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同年2月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を34年8月から35年9月までは1万4,000円、同年10月から36年1月までは1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和36年2月1日から同年6月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を同年2月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年7月19日から36年2月1日まで
② 昭和36年2月1日から同年6月1日まで

私は、A社に昭和34年7月10日に入社して36年2月に社名がB社に変わったが（A社の社長の子がB社の社長になった。）、継続して48年11月16日まで働いていたのに、34年7月19日から36年2月1日までのA社、同年2月1日から同年6月1日までのB社のそれぞれの厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が記憶する上司及び複数の同僚は、「申立

人とA社で共に勤務し、会社がB社となった時も継続して勤務していた。A社に勤務していた者は、全員B社に移った。」と証言していることから判断すると、申立人は、申立期間①においてA社に勤務していたことが推認できる。

また、オンライン記録によると、申立人と業務内容が同じ複数の同僚には、申立期間①において厚生年金保険の被保険者としての記録が存在することが確認できる。

さらに、同僚は、申立人の申立期間①と記録のある期間の業務内容及び勤務形態は変化が無かったと供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿における業務内容が同一で生年月日が近い同僚の記録から、昭和34年8月から35年9月までは1万4,000円、同年10月から36年1月までは1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所が既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主も死亡していることから元役員は不明としているが、申立期間①に行われるべき複数回の事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所（当時）がこれを記録しないと考えることから、事業主は、申立人が、昭和34年7月19日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月から36年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人が記憶する上司及び複数の同僚は、「申立人とA社で共に勤務し会社がB社となった時も継続して勤務していた。A社に勤務していた者は全員B社に移った。」と証言していることから判断すると、申立人は、申立期間②においてB社に勤務していたことが推認できる。

また、同僚は、申立人の申立期間②と記録のある期間の業務内容及び勤務実態は変化が無かったと供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のB社における昭和36年6月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は死亡しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を平成元年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年10月29日から平成元年2月1日まで
私は、昭和63年4月20日にA社に同年10月29日までの臨時雇用者として入社したが、途中、会社からの要請により勤務期間が延長され、平成元年1月31日に退社するまで継続して同社に勤務した。しかし、厚生年金保険の記録によると、昭和63年10月29日に資格喪失となっており、途中で4か月の欠落期間が生じていることから、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、申立人から提出されたA社が発行した臨時雇用契約書及び月次勤務状況報告書（控）並びに同僚の供述により、申立人が申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人が所持する平成元年1月分の給与明細書には、厚生年金保険料が控除されている旨の記載が確認できる。

さらに、申立人が所持する臨時雇用契約書及び月次勤務状況報告書（控）により、申立人は、被保険者記録のある期間と申立期間において勤務日数及び労働時間の変更などは認められない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給与明細書の保険料控

除額の記載から、16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社の平成18年12月25日に係る標準賞与額の記録を23万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月25日

私は、A社において平成16年7月1日から19年7月26日まで正社員として勤務していたが、18年12月の賞与の厚生年金保険の記録が欠落している。当該事業所における賞与明細書を提出するので、調査してこの期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管するA社における平成18年冬の賞与明細書から、申立人は申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与明細書の支給額及び控除保険料額から23万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立てどおりの届出は行っておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成18年12月25日の標準賞与額に基づく保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

A社B事業所の事業主は、申立人が昭和54年3月16日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年3月16日から同年4月16日まで
私は、昭和30年4月2日から63年10月15日までA社に勤務していた。54年3月16日付けで同社本社から同社B事業所へ異動となり、62年7月15日まで同社B事業所に勤務したが、厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について記録が無いことが分かった。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びC企業年金基金の加入者記録から、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが確認でき、同基金の加入者記録から、申立人は、昭和54年3月16日にA社本社から同社B事業所に異動していたことが確認できる。

また、C企業年金基金からは、厚生年金保険の資格取得及び資格喪失に係る届出は、複写式の様式を使用し、D厚生年金基金（当時）に提出したものと同一内容の書類を社会保険事務所に提出していたものと思われるとの回答を得ている。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和54年3月16日にA社B事業所において被保険者資格を取得した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和54年3月16日のA社B事業所に係る厚生年金基金加入員資格取得届の申立人に係る記載から、32万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和25年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和5年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和25年7月1日から同年8月1日まで

私は、昭和25年4月1日にA社C本店に入社し、研修期間を経て正式に同社B支店に配属され、59年6月10日まで同社で継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び事業主が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和25年7月1日に同社C本店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和25年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における平成16年12月10日の標準賞与額に係る記録を47万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月10日

私は、A社に勤務している間の平成16年12月10日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録には記載されていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している平成16年12月10日の賞与支給明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額(47万1,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立期間に係る賞与については、賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出していないことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を平成3年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、47万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年6月30日から同年7月1日まで

私は、昭和39年4月1日から平成14年3月31日までB社に勤務した期間のうち、昭和63年7月1日から平成3年6月30日まで、A社に出向していたが、同年6月が厚生年金保険の被保険者となっていないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する人事記録から判断すると、申立人は申立てに係るグループ会社に継続して勤務し(平成3年7月1日に、A社からB社C工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成3年5月のオンライン記録から、47万円とすることが妥当である。

なお、事業主による申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の納付義務の履行については、事業主は厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載を誤ったと回答している上、事業主が資格喪失日を平成3年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを同年6月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったもの

の、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。) 、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C工場における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和47年3月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月16日から同年4月1日まで

私は、昭和37年4月1日にA社に入社し、平成22年3月31日に退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、昭和47年3月16日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出された在籍証明書及び人事記録から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和47年3月16日に同社B営業所から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和47年4月の社会保険事務所（当時）の記録から6万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 5 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 5 月から 61 年 3 月まで

私は、夫が昭和 53 年 5 月に会社を退職した後に、区役所で夫と私の国民年金の加入手続を行った。その後、私が、夫婦二人分の国民年金保険料を銀行で一緒に納付していた。

申立期間の夫の国民年金保険料は納付済みとされているにもかかわらず、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫が昭和 53 年 5 月に会社を退職した後に、区役所で申立人及びその夫の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、61 年 6 月であること、及びその夫の手帳記号番号が払い出されたのは、53 年 4 月であることが確認できることから、申立人の主張と一致しない上、申立人は、申立期間から手帳記号番号の払出時期を通じて同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続後は、申立人が夫婦二人分の国民年金保険料を金融機関で一緒に納付していたと主張しているが、申立人は、保険料の納付金額及び納付時期についての記憶が定かではないことから、申立期間当時の保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人は、申立人及びその夫が所持する年金手帳では、申立人及びその夫の被保険者資格取得年月が、昭和 53 年 5 月とされていることから、申立人及びその夫は、この時期に、国民年金の加入手続を一緒に行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、被保険者取得年月は、加入手続時期にかかわらず、強制加入期間の初日まで遡及することから、

加入手続時期及び保険料納付の始期を特定するものではない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年10月から4年3月までの期間及び6年4月から13年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年10月から4年3月まで
② 平成6年4月から13年3月まで

私は、平成3年10月に会社を退職した後に、国民年金の加入手続きを行ったと思う。その後は、転居するたびに、市役所で国民年金の住所変更の手続きを行ったと思う。

また、私は、国民年金加入期間の国民年金保険料を金融機関で納付していたと思う。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年10月に会社を退職した後に、国民年金の加入手続きを行い、その後は、転居するたびに、市役所で国民年金の住所変更手続きを行い、申立期間の国民年金保険料については、金融機関で納付したと主張しているが、申立人は、保険料の納付時期、納付場所及び納付金額についての記憶が無いことから、申立期間①及び②当時の保険料の納付状況は不明である。

また、申立期間②の過半は、平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下において、当該期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立期間①及び②は、合計90か月と長期間に及んでおり、これだけ長期間にわたる事務処理を複数の行政機関が続けて誤ることも考えにくく、ほかに当該期間の保険料を納

付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 4665 (事案 1599 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年3月、63年1月、平成3年8月、5年11月及び同年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年3月
② 昭和63年1月
③ 平成3年8月
④ 平成5年11月及び同年12月

私は、昭和58年3月に会社を退職した後、区役所か一時帰省した先の市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を納付した。当時から国民年金の重要性については、将来の年金及び障害年金の受給にかかわることから、十分認識しており、会社を退職する都度、国民健康保険の加入手続とともに厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、申立期間②及び③の保険料を納付しており、申立期間④については納付場所の詳細な記憶がある。前回、申立てを行ったが、記録の訂正は認められなかったことに納得がいかないため、再申立てを行う。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当初の申立てにおいて、昭和58年3月か同年4月に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきたと主張していたが、申立人の所持する年金手帳の国民年金手帳記号番号は平成8年2月に払い出されており、その時点で、申立期間①、②、③及び④の保険料はいずれも時効により納付することはできないこと、当該期間の保険料を納付するためには、別の手帳記号番号が必要であるが、申立人が当該期間に居住していたいずれの市区及び管轄する社会保険事務所(当時)においても、当該期間における申立人の国民年金への加入及び保険料納付記録を確認することができないこと、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらないこと、及び申立人は、当該期間についてはそれぞれ別の市区に居住しており、これ

ら複数の市区においてその都度行政側の記録管理が不適切であったとは考え難いことなどの理由から、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 2 月 18 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てについて、申立人は、新たな資料や情報を提示した訳ではないが、申立期間当時から国民年金の重要性については、将来の年金及び障害年金の受給にかかわるため、十分認識しており、会社を退職する都度、国民健康保険の加入手続とともに厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料を納付しており、申立期間④については納付場所の詳細な記憶があるにもかかわらず、記録訂正が認められないのは納得がいかないなどの理由で再度申し立てたとしている。

これについて、当時の国民健康保険の加入記録、申立人に対して平成 8 年 2 月に払い出されている国民年金手帳記号番号とは別に申立期間に係る手帳記号番号が払い出されていなかったか、申立人が勤務していた会社の申立期間当時の国民年金の取扱いについて、及び申立人の妻からの聞き取りなどの調査を含め、再度調査を行い審議したが、当委員会が当初の決定を変更すべき新たな事情は認められないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年4月から平成2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年4月から平成2年3月まで

私は、時期は定かではないが、大学を卒業したため、父親が、区役所で私の国民年金の加入手続を行ってくれたと思う。申立期間のうち、昭和63年4月から平成元年3月までの国民年金保険料については、母親が、郵便局へ行き、納付書で1年分まとめて納付したはずである。申立期間のうち、同年4月から2年3月までの保険料については、場所は憶えていないが、海外へ行く元年11月よりも前に、私が、納付書で1年分をまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が、申立人の国民年金の加入手続を行ってくれたと思うと主張しているが、申立人自身は、国民年金の加入手続に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行ったとするその父親は、申立人の国民年金の加入手続を行った時期や場所について、憶えていないと述べていることから、申立期間当時の国民年金の加入状況は不明である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和63年4月から平成元年3月までの期間の国民年金保険料をその母親が、同年4月から2年3月までの期間の保険料を申立人が、それぞれ、納付書で1年分まとめて納付したと主張しているが、申立人及びその母親は、保険料の納付時期及び納付金額についての記憶が定かではないことから、申立期間当時の保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成3年4月ごろに払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間の国民年金保険料は、さかのぼって納付するしかないが、申立人及びその母親は、保険料をさかのぼ

って納付したことはないと述べていることから、申立期間の保険料が納付されていたとは考えにくい上、申立人は、申立期間から手帳記号番号の払出時期を通じて、同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 4667

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から6年3月まで

私は、学生も国民年金の加入が義務になった平成3年ごろ、国民年金の加入手続を行った記憶は定かではないが、社会保険事務所（当時）から納付書が送られてきた。その納付書に記載されていた国民年金保険料の金額が高かったため、その納付書を実家に送った。その後、次から送られてくる納付書の送付先は実家に変更したと親から聞いたことを記憶している。保険料については、私の母親が、実家の近くにある郵便局又は金融機関で納付していたはずであるにもかかわらず、申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年ごろ、社会保険事務所から国民年金保険料の納付書が送付されてきたので、実家にその納付書を送付し、その母親に申立期間の保険料を納付してもらっていたと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続を行った記憶は定かではないと述べており、年金手帳の交付についての記憶も定かではないとしている上、申立人の保険料の納付を行っていたとするその母親も、保険料の納付についての記憶が定かではないことから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が厚生年金保険に加入していた記録はあるものの、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらないことから、申立期間は未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、口頭意見陳述においても、申立人が国民年金の加入手続を行い、その母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたとの心証を得ることが

できなかった。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年1月

私は、昭和61年1月については、同じ月に厚生年金保険にも加入していたため、重複することになるものの、年金手帳に記載されているとおり、この月に初めて国民年金に加入したので、国民年金保険料は納付してあるはずである。

社会保険事務所（当時）の担当者からも記録は訂正されるべきと言われたので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身が所持する年金手帳に国民年金について「初めて被保険者となった日」が昭和61年1月1日と記載されていることから、同年同月に加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したはずであると述べている。しかし、同手帳に記載された日付は、加入手続日にかかわらず、原則として強制加入期間の初日までさかのぼることとされていることから、申立人の国民年金の加入手続日や保険料の納付開始時期を特定するものではなく、申立人の国民年金の記号番号の前後の番号が付与された被保険者の資格記録、保険料の納付記録等から、申立人の加入手続時期は、63年6月と推認でき、61年1月に加入手続を行い、申立期間の保険料を納付したとは考え難い。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、昭和63年6月に加入手続を行った際に払い出された国民年金の記号番号とは別の記号番号が払い出される必要があるが、申立人は申立期間当時から記号番号が払い出された時期まで同一区内に居住しており、別の記号番号が払い出される事情はうかがえないこと、及び同区に保管されていた国民年金被保険者収滞納一覧表の申立人の記録が昭和63年度以降のものしか見当たらないことか

ら、申立人は、当該期間当時においては国民年金に未加入であり、加入手続を行ったと推認される昭和 63 年 6 月の時点では、申立期間の保険料については、既に時効により納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

なお、社会保険事務所で年金記録の確認を行った際に、担当者から申立期間が訂正されるべきだと言われたと述べているが、後日社会保険事務所から申立人に送付された文書には、訂正されるべきとした説明が誤っていた旨が記載されていることから、当該担当者からの説明を受けたとしていることをもって、当委員会にて記録が訂正されるものではない。

神奈川県国民年金 事案 4669

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 4 月から 49 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月から 49 年 4 月まで

私の母親は、昭和 46 年 4 月ごろ、私の国民年金の加入手続を行った。私は当時、大学生で、私の父親が経営する会社で働いていたが、厚生年金保険には加入していなかった。

申立期間の国民年金保険料は、私の母親が郵便局の簡易保険の集金人に定期的に納付していたものと思われるが、私の母親は既に他界しており、今となっては定かではなく、保険料の納付について、それ以外のことについては全く記憶に無い。

しかし、私は、母親から、私が 22 歳になり、通常は大学を卒業し、厚生年金保険に加入すべき年ごろであるが、厚生年金保険に加入していないため、「お前には私が代わって国民年金保険料を払ってあげるから。」と言われたことを記憶している。私が結婚をして、母親から私の年金手帳を渡されたときにも、「お前の将来のことに深くかかわることだから 60 歳まできちんと納めるように。」と念を押されたことを記憶している。

申立期間の国民年金保険料が、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 46 年 4 月ごろにその母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したとするその母親は既に他界していることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から申立人の国民年金の加入手続時期は昭和 53 年 5

月又は同年6月と推認され、申立内容と一致しない上、申立人は、申立期間から手帳記号番号の払出時期を通じて同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されるとは考えにくく、その形跡も見当たらないことから、申立期間当時において、申立人は、国民年金へ未加入で国民年金保険料を納付することができなかったと考えられる。

さらに、申立人が昭和60年7月に結婚した際、その母親から渡され、申立人が現在も所持している年金手帳は49年11月以降に使用されることとなった様式のものである。

加えて、申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年2月から12年3月までの国民年金保険料については、納付を免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年2月から12年3月まで

私は、留学生として平成6年に来日し、大学院に在籍していた時期に国民年金の加入手続を行い、区役所で国民年金保険料の免除の申請手続を行った記憶がある。私の妻は7年に来日し、同じように大学院生であったが、妻には国民年金の記録があり免除の承認がされているのに、私の申立期間が未加入期間とされ、免除期間とされていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成6年に来日し、大学院生だった時期に国民年金の加入手続を行い、区役所で国民年金保険料の免除の申請手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金の資格記録は、11年9月に申立人の主張する区とは別の区において、20歳到達時の適用漏れを事由として取得処理がされ、同年同月に取消処理がされていることから、その時点において未加入であったと推認できる上、同年同月から新たに申立人の基礎年金番号が付番された12年3月までの間に別途国民年金の加入手続を行ったとする申立ては無い。

また、オンライン記録から申立人の国民年金保険料に係る免除の形跡がうかがえないほか、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、妻には国民年金の記録があり免除の承認がされているのに、申立人自身は、免除期間とされていないことに納得がいかないと主張しているが、申立期間に係る妻の国民年金の記録は未納期間であり、免除期間とはされていない上、その妻の国民年金の資格記録は、平成14年3月にその妻自身が厚生年金保険の新規資格取得をしたことに伴い付番された基礎年金番号で作成されたものであることが確認できることから、申立内容とは

相違が見られる。

加えて、申立期間の国民年金保険料の納付が免除されていたことを示す関連資料が無く、ほかに申立期間の保険料の納付が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料の納付を免除されていたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 4671

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 8 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 8 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 61 年 3 月までは大学生だったので、国民年金に加入していなかったが、同年 4 月に社会人になったことを契機に、区役所で国民年金の加入手続を行った。その際に、区役所の職員から、20 歳になってから未納となっていた国民年金保険料をさかのぼって納付できる旨の説明を受け、納付書を束でもらったので、月額約 7,000 円の申立期間の保険料を数回に分けてさかのぼってまとめて納付したことを憶えているにもかかわらず、申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 61 年 4 月に区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を数回に分けて納付書によりさかのぼってまとめて納付したと主張しているが、申立人が納付したとする保険料月額は、過年度納付により納付済みとなっている申立期間直後の同年同月から同年 12 月までの期間及び 62 年 4 月から同年 12 月までの期間の保険料月額とおおむね一致しており、申立期間の保険料月額とは大きく乖離している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 63 年 1 月に払い出されていることが確認できる上、申立人は、申立期間から手帳記号番号の払出時期を通じて同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 4672

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 8 月から 41 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 8 月から 41 年 9 月まで

私は、昭和 37 年*月に生まれた長女を妊娠していたころに、自宅に来た町役場の職員から国民年金の加入を勧められたことを契機に、町役場で国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、自宅に来た集金人に納付していた。申立期間が、未加入及び未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 37 年*月に生まれた長女を妊娠していたころ、自宅に来た役場の職員に勧められて、国民年金の加入手続を行った後、申立期間の国民年金保険料を集金人に納付していたと主張しているが、当時、国民年金の任意加入者であった申立人に対して国民年金の加入勧奨が行われたとは考えにくい上、申立人は、38 年 5 月に転居した際に、国民年金の住所変更手続を行った憶えは無く、集金人^{おぼ}に保険料を納付した際の年金手帳の印紙検認等についての記憶が定かではないことから、当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の所持する国民年金手帳から昭和 41 年 10 月に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間のうち、36 年 8 月から 39 年 3 月までの期間は未加入期間であるため、国民年金保険料を納付することができず、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金保険料をさかのぼって納付した記憶は無く、国民年金手帳が発行された昭和 41 年 10 月から保険料が納付済みとなっていることから、申立人は、国民年金の加入手続を行った同年同月から保険料を

納付し始めたものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 4673

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年5月から60年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年5月から60年12月まで

私は、20歳になった昭和58年*月ごろに、区役所で国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、私が毎月郵便局で納付書により納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和58年*月ごろに、国民年金の加入手続を行い、毎月郵便局で納付書により申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人が居住していた区では、当時、保険料の納付は3か月ごとであったこと、及び申立人は納付金額についての記憶が定かではないことから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が払い出された任意加入被保険者の資格取得日から、昭和63年2月と推認される上、申立人は、過年度納付等により申立期間の保険料をさかのぼって納付した記憶は無いことから、申立人の主張と一致しない。

さらに、申立人は、申立期間の前後を通じて同一区内に居住しており、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 4674

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 1 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 1 月から 55 年 3 月まで

私が 20 歳になった昭和 53 年*月ごろ、亡くなった父親が私の国民年金の加入手続きを行い、私が就職する 55 年 3 月まで国民年金保険料を納付してくれたはずである。亡くなった父親から「保険料を納付していた」旨を聞いたことがあり、申立期間が未加入となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が、申立人が 20 歳になったころ国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張している。しかし、申立人は国民年金の加入手続き及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付していたとする申立人の父親は既に他界しており、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間の国民年金保険料を納付するには、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、その形跡が見当たらず、申立期間の保険料について、申立人の父親が申立人の保険料を納付していたことをうかがわせる具体的な証言も得られなかった。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年4月から14年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年4月から14年3月まで

私の母親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間の両親及び兄の保険料は、納付済みとされているので、私の保険料も納付されているはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたはずであると主張しているが、申立人自身は、保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとするその母親は、申立期間の保険料の納付時期、納付場所、納付金額及び納付方法についての記憶が曖昧であることから、申立期間当時の保険料の納付状況は不明である。

また、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下において、申立期間の記録管理が適切に行われていなかった可能性は低い。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年8月から9年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年8月から9年3月まで

時期ははっきりしないが、私又は母親が、区役所で私の国民年金の加入手続きを行い、平成8年8月ごろに、自宅に申請免除の申請書が送られてきたので、私が、数か月後に書類を返送し、申立期間の国民年金保険料の免除の申請手続きを行ったと思う。申立期間の保険料の納付が免除されておらず、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人又はその母親が、区役所で申立人の国民年金の加入手続きを行い、平成8年8月ごろに、自宅に申請免除の申請書が送られてきたので、申立人が、数か月後に書類を返送し、申立期間の国民年金保険料の免除の申請手続きを行ったと思うと主張しているが、申立人及びその母親は、国民年金の加入手続きを行った時期についての記憶が定かではない上、申立人は、これまでに受け取った年金手帳は、現在所持している青色の手帳1冊のみであるとしているところ、青色の年金手帳は、9年1月以降に発行されたものであることから、申立人が、それよりも前に国民年金の加入手続きを行い、保険料の免除の申請手続きを行っていたとは考えにくい。

また、申立人が申立期間当時居住していた区において、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡は見当たらない上、申立人には、平成9年6月に基礎年金番号が付与されていることが、オンライン記録により確認できることから、申立人が、申立期間当時国民年金に加入し、国民年金保険料の免除の申請手続きを行っていたとは考えにくい。

さらに、申立期間の国民年金保険料が免除されていたことを示す関連資料が無く、ほかに申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺

事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 4677

第1 委員会の結論

申立人の平成4年5月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年5月から6年3月まで

平成6年6月ごろに、結婚したことを契機に、妻が、私の国民年金の加入手続を行った。

その後、私が、社会保険事務所（当時）に問い合わせをして、加入手続をしたときよりも前のすべての期間の国民年金保険料を納付することができないか確認したが、すべての期間の保険料は納付することができなかつたので、その時点で納付することが可能であった申立期間の保険料を納付することとし、妻が一括で納付したはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成6年6月ごろに、その妻が、申立人の国民年金の加入手続を行い、その後、社会保険事務所に問い合わせをして、その時点で納付することが可能であった申立期間の国民年金保険料を、その妻が一括で納付したと主張しているが、申立人自身は、保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付したとするその妻は、申立期間の保険料の納付方法等についての記憶が定かではないことから、申立期間の保険料の納付状況は不明である。

また、口頭意見陳述を実施した結果においても、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたとの心証を得ることはできなかった。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から 39 年 2 月までの期間、同年 3 月から 44 年 3 月までの期間及び 57 年 7 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、申立期間のうち、昭和 44 年 4 月から同年 11 月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 39 年 2 月まで
② 昭和 39 年 3 月から 44 年 11 月まで
③ 昭和 57 年 7 月から 61 年 3 月まで

私は、結婚前に、将来のことを考え、居住していた A 区で国民年金の加入手続を行った。

A 区に居住しているときの国民年金保険料については、1 か月分の金額は 100 円で、私が、区役所の出張所へ行き、納付書で納付した。

申立期間①及び②のうち、A 区から転居した後の期間の国民年金保険料については、1 か月分の金額が 300 円ぐらいのときは、毎月自宅へ来た集金人に、私が納付していた。

申立期間②のうち、昭和 44 年 4 月から同年 11 月までの国民年金保険料は、私が所持している年金手帳に検認印が押されており、保険料を納付していることが確認できるが、同期間の保険料は還付済みであると説明された。

申立期間③の国民年金保険料については、1 か月分の金額は 1,000 円前後で、私が、金融機関へ行き、納付書で納付した。

私は、国民年金に加入後、国民年金保険料をさかのぼって納付したこともあるが、期限内に納付しており、途中で国民年金の加入をやめたことはなく、保険料が還付されたこともない。

申立期間の国民年金保険料の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、結婚前に、居住していたA区で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和37年3月ごろにB区において、夫婦連番で払い出されていることが確認できることから、申立人の主張と一致しない上、申立人が結婚前に国民年金の加入手続を行ったとするA区を管轄する年金事務所において、手帳記号番号の閲覧調査を行った結果でも、申立人の別の手帳記号番号は見当たらなかった。

また、申立期間②について、申立人の特殊台帳から、申立人は、昭和39年3月に国民年金の被保険者資格を喪失し、44年12月に国民年金に任意加入していることが確認できることから、申立期間②は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間③について、申立人が所持する年金手帳から、申立人は、昭和57年7月に国民年金の被保険者資格を喪失し、61年4月に国民年金に再び加入していることが確認できることから、申立期間③は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人が申立期間③当時に納付したとする金額は、実際の保険料額と大きく相違している。

加えて、口頭意見陳述を実施した結果においても、申立人が申立期間①、②のうち昭和39年3月から44年3月までの期間及び③の国民年金保険料を納付していたとの心証を得ることはできなかつた上、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

2 一方、申立期間②のうち、昭和44年4月から同年11月までの国民年金保険料については、申立人の所持している年金手帳に検認印が押されていることから、確かに納付されていたことはうかがえるものの、当該期間は、前述のとおり、国民年金の未加入期間であり、当該期間の保険料が還付されていることについて、不自然さはみられない上、申立人の特殊台帳には、保険料の還付期間、還付金額及び還付決定日が明確に記載されており、この記載内容に不合理な点は無く、ほかに申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間のうち、昭和36年4月から39年2月までの期間、同年3月から44年3月までの期間及び57年7月から61年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

また、申立期間のうち、昭和 44 年 4 月から同年 11 月までの国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 4679

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 8 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 8 月から 52 年 3 月まで

私は、それまで勤めていた会社を昭和 48 年 7 月に退職し、個人の A に就職することが決まったが、同 A から社会保険の適用事業所でないことを聞き、すぐに、同年 8 月ごろ、市役所で国民年金の加入手続を行った。その後、国民年金保険料は、結婚して同 A を退職するまで、昼休みの時間を利用して、同 A 近くの銀行で、定期的に納付していた。私は、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、それまで勤めていた会社を退職直後の昭和 48 年 8 月ごろ、国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の被保険者資格取得日から、申立人が加入手続を行ったのは、52 年 9 月ごろと推認されることから、申立内容と一致しない上、申立人は、申立期間から国民年金の加入手続が行われたと推認される時期を通じて同一市内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されるとは考えにくく、その形跡もうかがえない。

また、申立人が国民年金の加入手続を行ったと推認される昭和 52 年 9 月の時点においては、申立期間の国民年金保険料を納付するには、さかのぼって納付するしかないが、申立人は、申立期間当時、保険料をさかのぼって納付したことは無かったと述べている。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、口頭意見陳述においても新たな証言や資料を得ることができず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 4680 (事案 3437 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 40 年 8 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 8 月から 53 年 3 月まで

私は、昭和 53 年ごろ、当時居住していた市の職員に、国民年金に加入するように勧められ、国民年金の加入手続を行った。

国民年金の加入手続を行ったときに、市役所の担当者から、さかのぼって国民年金保険料を納付する制度と、その保険料額が 40 万円弱になるとの説明を受けた。

その後、市役所の窓口で、39 万数千円の国民年金保険料を納付し、お釣りを受け取ったことを記憶している。

私が納付した分が、どの期間の国民年金保険料か定かではないが、年金手帳の「初めて被保険者になった日」が、昭和 40 年 8 月になっているのは、私がその日までさかのぼって保険料を納付したから記入されたのではないかと思っている。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自らが所持する年金手帳に記載されている被保険者資格取得日が昭和 40 年 8 月となっていることから、その時点までさかのぼって国民年金保険料を納付したと主張しているが、いつからいつまでの期間の保険料を納付したかについての記憶が曖昧であり、保険料の納付状況が不明であるため、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 3 月 10 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、国民年金保険料を納付した対象となる期間の始期及び終期並びに納付した時期については定かではないものの、納

付した金額については記憶しているため、その納付した金額に相当する期間の保険料額を納付したと主張するが、これらは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、また、申立期間の保険料を納付したことを示す新たな資料の提出も無いことから、申立人は、申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から5年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から5年9月まで

私の両親は、私が20歳になったころ、町役場の支所で私の国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、両親が納付していたはずである。申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その両親が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続や保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその両親は既に他界していることから、当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の年金手帳には厚生年金保険の記号番号は記載されているものの、国民年金については、記号番号及び初めて被保険者となった日が記載されていない上、オンライン記録上も申立期間は未加入期間であることから、国民年金保険料を納付することができない期間であるとともに、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付していたとするその両親も、申立期間と同じ期間の大半が申請免除期間となっている。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年5月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年5月から3年3月まで

私が20歳になった平成元年*月に、やがて学生であっても強制加入になることから、母親が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年当時、学生であったが、やがて国民年金に強制加入となることがわかっていたので、その母親が同年*月に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、3年6月に払い出されており、申立人の主張と一致しない。

また、オンライン記録では、申立人は、平成元年5月から強制加入となっており、上述のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号は、3年6月に払い出されていることから、同手帳記号番号で申立期間の国民年金保険料を納付するためにはさかのぼって納付するしかないが、保険料を納付していたとするその母親は、さかのぼって保険料を納付した記憶は無いと述べている上、申立人は、申立期間の始期から手帳記号番号が払い出された時期を通じて、同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されるとは考えにくく、その形跡も見当たらないことから、申立期間当時は未届けによる未加入期間であったと考えられる。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 4683

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 1 月から 50 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 1 月から 50 年 9 月まで

私は、昭和 46 年 1 月に、区役所で国民年金の加入手続を行ったが、その際に、国民年金手帳は交付されておらず、後日、郵送もされなかったため、手帳を所持したことがない。加入手続後の国民年金保険料については、納付書が送付されてきたことはなく、私が毎月区役所において現金で納付していたが領収書を受け取ったこともない。長男の出産をきっかけとして国民年金に任意加入し、保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入で保険料を納付していなかったとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、加入手続後の国民年金保険料について、納付書が送付されてきたことはなく、毎月区役所において、現金で納付した際も領収書を受け取ったことはないと主張しているが、申立期間当時、国民年金手帳が交付された記憶が無いと述べている上、申立人が居住していた区では、当時、現年度保険料を収納した際には領収証書を発行していたことが確認できることから、申立人の主張は当時の制度と一致しない。

また、申立人の被保険者台帳及びオンライン記録では、昭和 50 年 10 月 25 日に国民年金に任意加入していることが確認できることから、その時点では、申立期間は未加入期間であり国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人は、加入手続を行ったとする時期から国民年金の任意加入期間を通じて同一区内に居住しており、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年8月から49年4月までの期間、50年1月から同年3月までの期間、52年4月から同年5月までの期間及び54年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年8月から49年4月まで
② 昭和50年1月から同年3月まで
③ 昭和52年4月から同年5月まで
④ 昭和54年5月

私は、昭和54年6月ごろに引っ越した際、妻が市役所で、私の国民年金の加入手続を行ってくれた。

その後すぐに、申立期間①、②、③及び④の期間の国民年金保険料の納付書を持った市の職員が自宅を訪ねて来て、「空いているから払った方が良いでしょう。」と妻に勧めたため、申立期間の保険料を、妻が半年以内に2回に分けて金融機関で納付したことを聞いている。

私は妻が申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料を納付してくれたにもかかわらず、未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したとするその妻は、市の職員から「空いているから保険料を納付した方が良いでしょう。」と納付を勧められたとする当該期間を申立期間と設定しているものの、その設定の根拠が明確でないことに加え、まとめて納付した金額も憶^{おぼ}えていないなど、当該期間に係る保険料の納付状況は不明である。

また、その妻は、昭和54年6月ごろに引っ越しをした際、申立人の国民年金の加入手続を行ったと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前

後の番号の任意加入者の資格取得日から、申立人の加入手続時期は、55年5月ごろと推認され、申立内容と合致しない上、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付するためには別の手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立期間以外にも国民年金の未加入期間が散見される上、オンライン記録と同様に、申立人の所持する年金手帳の「初めて被保険者となった日」は、昭和54年6月1日と記載されている。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年3月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年3月から平成元年3月まで

私は、20歳に到達した昭和60年*月ごろ、私の父親が市役所で私の国民年金の加入手続を行ったと聞いている。申立期間の国民年金保険料については、父親が自宅を訪ねて来ていた金融機関の集金人に納付していたはずであり、申立期間が未加入で保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳に到達した昭和60年*月ごろ、その父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその父親は既に他界していることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人及びその母親は、申立期間当時、年金手帳を見た記憶は無いとしており、申立人が居住していた市の被保険者名簿が、母親の分は現存しているにもかかわらず、申立人の分については確認できないことから、申立人の国民年金の加入手続は行われていなかったものと推認できる上、オンライン記録上も申立期間は未加入期間であることから、国民年金保険料を納付することができない期間であるとともに、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年2月から同年10月までの期間及び13年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年2月から同年10月まで
② 平成13年7月

私は、申立期間①当時は、仕事で海外に行っていたので、父親に頼んで私の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ってもらった。

また、平成13年7月に会社を退職した後に、市役所から国民年金への加入を促す文書がきたので、市役所へ出向き、自分で国民年金の加入手続を行い、申立期間②の国民年金保険料を納付した記憶がある。

申立期間①及び②が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が、申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人自身は、国民年金の加入手続に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行ったとするその父親は、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続を行ったと述べている上、その母親は、加入手続時期についての記憶が定かではないことから、申立期間①当時の国民年金の加入状況は不明である。

また、申立人は、これまで受け取った年金手帳は、現在所持している年金手帳1冊のみであるとしているところ、その年金手帳では、申立人の国民年金の被保険者資格取得時期は、平成3年11月とされていることから、申立期間①は、国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、平成13年7月に会社を退職した後に、市役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の所持する年金手帳では、申立人は、同年1月に国民年金の被保険者資格を喪失し、14年10月に被保

険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間②は、国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間であったと考えられる。

加えて、申立期間②は、平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていたことから、当該期間の記録管理が適切に行われていなかった可能性は低い。

その上、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年1月から同年11月までの期間及び14年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成13年1月から同年11月まで
② 平成14年12月

私は、平成15年1月に入籍後、区役所に行った際に国民年金に未加入であることを指摘され、夫の勧めもあり国民年金に加入した。年金手帳は15年1月15日付けで発行されている。

国民年金保険料については、区役所から過去の保険料を納付できる旨の書類と2年間分の過年度納付書が届いたので、平成15年1月に夫と二人で区の地区センターを訪問し納付した。納付した金額は憶えていないが、保険料を納付した際、受付をしていた男性職員から、「今回の納付で、ほぼ満額に近い年金が支払われる。」旨の説明を受けたことを記憶している。

年金事務所で、「平成16年1月に1年分だけさかのぼって納付した記録がある。」との説明を受けたが、その時期は、出産間近で外出を控えていた時期であったので、支払ったとするその時期は間違いであると思っている。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「入籍した平成15年1月に、過去2年分の国民年金保険料を区の地区センターで納付した。」と述べていることから、申立人が納付したとする15年1月の時点の状況について聴取したところ、「その時期は、出産間近だったので、夫の車に乗って地区センターに行った。」と述べている。しかし、申立人は、16年*月に第一子を出産しており、申立期間の保険料を納付したとする15年1月においては、申立人は出産を間近に控えていたとは考えにくく、保険料の納付時期は、出産前の16年1月ごろと考えるのが

自然である。

また、申立人の主張する時期に過年度保険料が納付されていれば、申立人がほかに過年度納付できる時期は無く、過年度納付書が発行される理由はない。しかし、オンライン記録によれば、平成 15 年 4 月に申立人に過年度納付書が発行されていることなどから、申立人が主張する時期に申立期間①及び②の国民年金保険料が納付されたとは考え難い。

さらに、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したとする時期は、平成 9 年 1 月以降の基礎年金番号を導入した時期であることに加え、14 年以降、国に収納事務が一元化された後の時期であり、年金事務における事務処理の機械化が一層促進されたことを踏まえると、記録の過誤が生ずる可能性が低い時期である。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 7 月から 59 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 7 月から 59 年 9 月まで

私は、昭和 61 年 7 月に、夫と一緒に市役所の出張所で婚姻届を提出した際に、夫と一緒に国民年金の加入手続を行った。その際に、私及び夫の国民年金の被保険者資格取得日までさかのぼって国民年金保険料を納付することができることと案内されたので、私及び夫の被保険者資格取得日からの保険料の納付書を作成してもらい、数回に分けて、私が、金融機関で夫婦二人分の保険料を納付してきた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 61 年 7 月に、申立人及びその夫の国民年金の加入手続を行い、その後、数回に分けて、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日から、申立人及びその夫の国民年金の加入手続が行われたのは、同年 9 月ごろであると推認され、その当時は、申立期間の保険料を納付することができる特例納付は実施されていないことから、申立人が、申立期間の保険料を納付していたとは考え難い。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われたと推認される昭和 61 年 9 月の時点で、国民年金保険料を納付することが可能であった申立期間直後の 59 年 10 月から 61 年 3 月までの保険料は、4 回に分けて過年度納付されていることが、オンライン記録により確認できる上、同期間の保険料額の合計金額は、申立人が数回に分けて納付したとする金額の合計金額とおおむね一致していることから、申立人がさかのぼって納付したのは、当該期間の保険料であったと考えるのが自然である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 8 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 8 月から 50 年 3 月まで

昭和 44 年 1 月ごろに区役所から国民年金に加入するよう連絡があり、私の母親が、区役所で私の国民年金の加入手続を行ってくれた。国民年金保険料については、母親が、43 年 8 月から未納となっていた保険料を、加入手続後から 3 回に分けて区役所で納付し、その後は母親が、毎月納付書により納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 44 年 1 月ごろにその母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその母親は、申立期間当時の国民年金手帳及び保険料額についての記憶が曖昧であることから、国民年金の加入状況及び納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとするその母親は、昭和 43 年 8 月から未納となっていた保険料を、加入手続後から 3 回に分けて区役所で納付し、その際に領収書を受け取ったと述べているが、申立人の居住していた市では、46 年 4 月に保険料の収納方法が印紙検認方式から納付書方式に変更され、領収書の発行が開始されていることが確認できることから、申立期間当初から領収書を受け取っていたとする申立人の主張と一致しない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 51 年 6 月に払い出されていることが確認できるが、申立人は、過年度納付により申立期間の国民年金保険料をさかのぼってまとめて納付した記憶は無く、別の手帳記号番号が払

い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年6月から同年9月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年6月から同年9月まで

私は、昭和52年6月に、市役所の出張所で職員をしていた知人に勧められ、国民年金の加入手続、付加年金の加入手続及び口座振替手続を行った。口座振替が開始されるまでの付加保険料については、私が納付していたはずであるが、納付時期及び納付方法等については定かではない。申立期間の付加保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、市役所の出張所の職員から、国民年金の任意加入を勧められ、国民年金の加入手続と併せて付加年金の加入手続を行い、付加保険料も併せて国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人が当時居住していた市では、一つの納付書に定額保険料と付加保険料の金額がそれぞれ明記されており、その納付書で両保険料の合計額を納付する仕組みであったことが確認できることから、両保険料の合計額を納付書で納付していたならば、両保険料はともに納付済みとなることから、付加保険料についてのみ未納となることは考えにくい。

また、申立人の特殊台帳及び国民年金保険料検認（納付）記録票には、申立期間直後の昭和52年10月から付加保険料の納付記録が記載されているが、申立人が申立期間の付加保険料を納付した形跡はうかがえない上、申立人は、申立期間当時の付加保険料の納付時期、納付方法についての記憶が定かではない。

さらに、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿・源泉徴収票等）が無く、ほかに付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 4691

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月まで

私は、昭和 63 年 4 月ごろに、市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたはずである。

申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 63 年 4 月ごろに、市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続の状況や、保険料の納付方法、納付金額及び納付時期について、憶^{おぼ}えていないと述べていることから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡が見当たらない上、オンライン記録でも申立人が国民年金に加入していた記録は見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 4 月から 61 年 3 月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 51 年 4 月に、友人に勧められたことを契機に、役場で国民年金の任意加入手続を行った。国民年金保険料の納付については、役場の職員から、「付加保険料と一緒に納付すると、将来、年金が余分にもらえるからお得ですよ。」と勧められたことから、国民年金の加入当初から定額保険料に付加保険料を加えて納付していたにもかかわらず、申立期間の付加保険料のみが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について納付書により役場で定額保険料と付加保険料と一緒に納付していたと主張しているが、当時、申立人が居住していた地域では、定額保険料と付加保険料を一つの納付書により納付する制度となっていたことが確認できる上、定額保険料と付加保険料と一緒に納付していながら、120 か月の長期間にわたり、定額保険料だけが納付済みとなり、付加保険料のみが未納となることは考え難い。

また、申立人は、昭和 51 年 4 月に国民年金の加入手続と同時に付加年金の加入手続も行ったと主張しているが、申立人の被保険者名簿では、申立人が付加年金に加入していたことをうかがわせる形跡は見当たらない上、役場の国民年金収納リストによると、申立期間の国民年金保険料について定額保険料のみを納付していたことが確認できる。

さらに、申立人が、申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに当該期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年11月から47年5月までの期間、49年3月、55年10月から56年8月までの期間及び57年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年11月から47年5月まで
② 昭和49年3月
③ 昭和55年10月から56年8月まで
④ 昭和57年1月から同年3月まで

私は、Aに勤務していた平成4年6月に、区役所の国民年金の担当職員に、過去の国民年金の未納期間について国民年金保険料をすべて納付したい旨相談し、その場で、現在は納付済みとなっている3年1月から4年4月までの保険料と一緒に申立期間①、②、③及び④の保険料を、その当時の保険料額で計算してもらい、さかのぼって一括納付した。保険料を納付したにもかかわらず、申立期間①、②、③及び④が未加入で保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料を当時の金額で計算してもらい、平成4年6月ごろ、納付済みとなっている3年1月から4年4月までの保険料と一緒にさかのぼって一括して納付したと主張しているが、その金額は、当時の保険料額と大きく相違していることから申立人の主張と一致しない。

また、申立人が所持している国民年金手帳には、申立人が申立期間①、②、③及び④について国民年金に加入していた記載は認められない上、オンライン記録上にも、申立期間は未加入期間であるため、申立期間の国民年金保険料を納付することはできない期間であるとともに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

い。

さらに、申立人は、申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料を納付したとする日に出金記録が記載されているとする金融機関の預金通帳を所持しているが、その預金通帳に記載された金額が、申立期間の保険料納付に使用されたとまでは推認できなかった。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年2月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年2月から同年6月まで

私は、会社を退職した平成2年1月ごろに、退職した会社から国民年金に加入するよう言われていたことや、私の母親の勧めもあったので、国民年金の加入手続を行った。

平成3年ごろになって、公的機関から、強圧的な内容の文書と共に国民年金保険料の納付書が送られてきたが、請求金額には延滞金も含まれていたため、その納付書を使用して、私が、金融機関で延滞金が加算された申立期間の保険料を納付した。

申立期間が未加入とされ、国民年金保険料を納付していないとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成2年1月ごろに、国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人は、加入手続を行った場所についての記憶が無く、申立人が申立期間当時居住していた区において、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡は見当たらない上、オンライン記録でも、申立人が申立期間当時国民年金に加入していた形跡は見当たらないことから、申立期間は、国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、平成3年ごろに、納付書が送られてきたので、延滞金が加算された申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、保険料に延滞金が加算された納付書が送付されることは考えにくいことから、申立人が申立期間の保険料を納付していたとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から平成4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から平成4年3月まで

私は、20歳になった昭和60年は学生であったが、国民年金に加入するように市役所の職員が自宅に来たので、私の母親が自宅で私の国民年金の加入手続きを行い、母親が集金人に両親の分と私の国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和60年*月は学生であったが、市役所の職員が自宅に訪ねてきたので、その母親が申立人の国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付を行ったとしているが、申立人は加入手続き及び保険料納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続き等を行ったとするその母親は既に他界していることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、基礎年金番号により国民年金保険料を納付した期間はあるものの、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらないことから、申立期間は未加入期間で、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 9 月 1 日から 51 年 9 月 1 日まで
私は、昭和 45 年ごろに A 社に契約社員として入社し、47 年 3 月 1 日に厚生年金保険の被保険者となってから平成 6 年 9 月 30 日に退職するまで継続して勤務していたが、申立期間が被保険者期間となっていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B 健康保険組合が保管している被保険者台帳の記録及び複数の同僚の証言から、申立人が、申立期間に A 社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、C 厚生年金基金の記録によると、申立人は申立期間において、同基金の加入員となっていない。

また、A 社の従業員の中には、申立人と同様に健康保険に加入しているが、厚生年金保険には加入していない期間がある者が複数確認できるほか、複数の同僚から、雇用形態によっては、厚生年金保険に加入していない者もいた旨の供述があることから、当時、同社では厚生年金保険の取扱いが従業員ごとに異なっていたことがうかがえる。

さらに、申立人は、申立期間に係る給与明細書等の資料を所持していない上、複数の同僚に聴取したものの、厚生年金保険料の控除に係る供述を得ることができず、事業主も、賃金台帳、源泉徴収簿等の資料を保管していないため、申立期間における厚生年金保険料の控除を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 7 月 1 日から 34 年 4 月 30 日まで
② 昭和 40 年 3 月 1 日から 41 年 6 月 23 日まで
③ 昭和 43 年 12 月 1 日から 44 年 7 月 30 日まで
④ 昭和 47 年 7 月 2 日から同年 12 月 30 日まで
⑤ 昭和 48 年 1 月 5 日から 51 年 4 月 30 日まで

私は、申立期間①はA社に、申立期間②はB社に、申立期間③はC社に、申立期間④はD社に、申立期間⑤はE社に勤務していたが、これらの期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

調査の上、申立期間について、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社に同期入社した同僚の氏名を記憶していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録において、上記の同僚のA社に係る厚生年金保険の被保険者資格取得日は、申立人が主張する入社日から約2年6か月後であることが確認できる上、申立人が別に名前を挙げた同期入社と同僚については、同社に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、オンライン記録で確認できる16名の同僚に文書照会をしたところ、回答を得た13名のうち10名は、入社日と厚生年金保険の被保険者資格取得日が一致しないと供述していることから、当時、同社では、従業員ごとに異なる厚生年金保険の取扱いをしていたことがうかがえる。

さらに、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は連絡先が不明で、回答を得ることができなかった。

申立期間②について、申立人は、B社に勤務していたと主張している。しかしながら、オンライン記録において、B社は、厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、B社は、申立人が記憶する同社の所在地を管轄する法務局において、商業登記の記録は確認できない。

さらに、申立人は、B社の事業主及び同僚の氏名を記憶していないことから、これらの者から供述を得ることができなかった。

申立期間③について、申立人は、C社の事業主の姓を記憶していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当時のC社の従業員数について、申立人は20名と供述している一方、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている被保険者数は12名である。

また、オンライン記録において、当時の同僚は、当該期間に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できることから、同社では、当時、すべての社員について厚生年金保険の加入手続を行ったわけではないことがうかがえる。

申立期間④について、申立人は、D社の事業主の氏名及び同社の所在地を記憶していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録において、D社は、厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、オンライン記録において、当時の同僚は、当該期間に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、当時の事業主は既に死亡しており、証言を得ることができなかった。

申立期間⑤について、E社の元事業主の回答から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、E社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和49年8月1日から同年10月31日までの2か月間のみであることが確認できる。

また、申立期間⑤当時のE社の従業員数について、申立人は40名と供述している一方、オンライン記録において、上述の2か月間における同社に係る厚生年金保険の被保険者数は10名であることが確認できることから、当時、同社は、全部の従業員について厚生年金保険の加入手続を行っていない状況がうかがえる。

このほか、申立人は、申立期間①から⑤までにおいて、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の

資料を所持しておらず、保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 8 月 1 日から 31 年 5 月 28 日まで
厚生年金保険の記録によると、A社（現在は、B社）に勤務していた途中の期間である申立期間の加入記録が欠落している。申立期間については、昭和 28 年 8 月に常務取締役となり、同社本社で勤務していた。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。
(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する従業員カード及び役員名簿並びに同社が発行した申立人に係る在籍証明書により、申立人が申立期間において、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間当時、A社が作成していた健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「事業所名簿」という。）には、等級欄が2段書きされており、申立人に係る昭和 27 年 4 月の標準報酬月額算定欄において、上段には「19 等級」と記載されているが、当時の厚生年金保険の最高等級は 10 等級であり、健康保険の最高等級が 19 等級であったことを考慮すると、当該記載内容は、健康保険の等級であると推認できる。

また、上記事業所名簿において、申立人と同様、上段にのみ等級記載がある者が 9 名確認できるが、いずれも、オンライン記録において、厚生年金保険の加入記録が見当たらない上、このうち 4 名は、上記役員名簿において、役員であったことが確認できる一方、申立人に係る記載のある 2 枚の事業所名簿ページ及びそれぞれの前後 5 ページにおいて、上段と下段に等級の記載がある者は、いずれも、厚生年金保険の被保険者記録が確認で

き、かつ役員名簿にその氏名が記載されていないことを考慮すると、申立期間当時、A社では何らかの事情により、役員の一部について、健康保険にのみ加入させ、厚生年金保険には加入させない取扱いを行っていたことがうかがえる。

さらに、上記事業所名簿において、昭和31年5月28日に申立人を含む4名が被保険資格を取得した旨の記載が確認できるが、いずれも年金事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同日付けで厚生年金保険被保険者資格を取得しており、オンライン記録と一致している。

加えて、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月ごろから 42 年 8 月ごろまで
私は、申立期間において、A社B事業所に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の同僚の証言及び申立人が申立期間以降に勤務したC社から提出された履歴書の職歴により、申立人は、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、同僚は申立人の勤務期間については不明としているほか、上記履歴書によると、A社の勤務期間は昭和38年12月から41年12月までとなっており、D社の厚生年金保険被保険者期間（38年7月1日から39年3月1日）と重なっている上、申立期間を含む42年4月から同年9月まではE社に勤務したこととなっているなど、勤務期間が特定できない。

また、A社の複数の同僚は、同社の臨時職員について、給与がF社から支払われる者と事業所の予算から支払われる者がおり、事業所で採用された者については、厚生年金保険の加入は各事業所にゆだねられていたと供述しているところ、F社が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」に申立人の名前は見当たらない上、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらず、整理番号に欠番も無い。

さらに、A社では、申立期間当時の職員名簿及び臨時職員名簿の中に申立人の名前は確認できないと回答している。

加えて、オンライン記録において、A社B事業所が厚生年金保険の適用

事業所でなかったことが確認できる。

また、申立人は、申立期間において夜間大学に通っていたと述べているところ、同様に夜間大学に通いながら勤務したとする同僚は、「当時、夜間大学に通う学生については厚生年金保険に加入していないと思う。」と供述しているところ、この同僚は大学在学期間中には厚生年金保険の被保険者記録が無い。

さらに、申立人がA社B事業所の共同事業先として挙げた3事業所において、申立人が厚生年金保険の被保険者であったことは確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月から同年 10 月 21 日まで

私は、以前勤務していた会社の上司から誘われ、申立期間において、A地にあったD社に勤務し、E業務に携わったが、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。仕事が変わる都度、年金手帳を提出し手続をしてもらったと記憶している。販売元は、他県の業者であったと思うので、調査の上、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D社の上司及び同僚並びにC社の元総務・経理担当者の供述から、申立人が申立期間において、B県のC社が販売元となっているF商品を販売しているD社で、E業務に携わっていたことが推認できる。

しかし、D社は、オンライン記録において厚生年金保険の適用事業所として確認できないところ、同社の上司は、同社は正社員が4名で、厚生年金保険の適用事業所の届出等を行った記憶は無いと供述している。

また、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人、D社の上司及び同僚の氏名は確認できず、整理番号に欠番も無い。

さらに、D社の上司及び同僚は、申立期間において厚生年金保険に加入していた認識はなかったと供述しているところ、オンライン記録において厚生年金保険の被保険者となっていない。

加えて、F商品の製作を申立人等に持ち掛けたとするC社の元代表取締役は、既に死亡している上、同社は既に解散していることから、申立人等の厚生年金保険の取扱い及び保険料控除について、確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえ

る関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 4445 (事案 610 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年6月から36年10月まで

年金記録確認第三者委員会に年金記録の確認申立てをしたが、申立期間当時、A社において、厚生年金保険の第3種被保険者として、厚生年金保険被保険者資格を取得した者は無く、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、自分の氏名及び同僚の氏名も確認できないとして記録の訂正を認めることはできないとの結論であったが、国会答弁でも、勤務実態があり保険料が控除されていれば、厚生年金保険被保険者期間として認めるとのことである。

間違いなくA社に勤務し、給与から厚生年金保険の保険料を控除されていたので、再度調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る申立てについては、申立人が、申立期間に坑内保安員として同社に勤務していたとしているところ、同社において、申立期間に厚生年金保険の第3種被保険者の資格を取得した者は無く、申立人及び申立人が同僚とする者の氏名も、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に確認できず、ほかに厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成21年2月18日付け年金記録の訂正は必要でないとの通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は自己の主張を記述した複数の文書を提出しており、当該文書の勤務実態、当時のA社の事業内容及び周辺事情に係る記載は具体性があり、同僚等の供述とも符合していることから判断すると、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたと推認で

きる。

しかしながら、当時A社で厚生年金保険被保険者であった者は、いずれも坑内労働者ではなかったとしており、申立人及び複数の同僚の供述による坑内労働者数と、同社の厚生年金保険被保険者数とは著しい差異があることから、申立期間当時、同社は坑内労働者については、厚生年金保険に加入させていなかったものと考えられる。

また、申立人は、A社に勤務していた際、給与から厚生年金保険料が控除されていたと主張するが、申立人から、保険料控除を示す新たな資料提出や周辺事情も無く、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 8 月 4 日から 32 年 12 月 7 日まで
私は、昭和 31 年 8 月 4 日から 32 年 12 月 6 日までA社の正社員として雇用され、C町のD鉱山で同社が請け負っていたE作業をしていた。同社での就労当時の日記と写真があるので、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は昭和 31 年 4 月から 32 年 11 月までC町のD鉱山において、E作業を請け負っていたと回答しており、申立人の供述と一致している。

また、申立人は申立期間当時の日記及び写真を所持していることから、申立期間当時、申立人がA社B事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかし、A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、同社B事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 31 年 10 月 1 日であり、申立期間のうち同日より前の期間は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立期間のうち、昭和 31 年 10 月 1 日から 32 年 12 月 7 日までの期間について、申立人から提供があったA社F班の写真では申立人を含め 27 名が確認できるが、同社B事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には重複して記載されている者を除き、当時の班長と思われる者と申立人が名前を記憶している同僚 1 名を含めわずか 5 名の氏名が記載されているにすぎず、申立人を含む大勢の者の氏名が記載されていないことから、同社B事業所では、当時、大部分の作業員について、厚生年金保険の加入手続を行わなかったものと考えられる。

さらに、A社は、申立てに係る事業所の作業員数等は資料が無いため不

明であるとし、また、当時は、作業班の班長が個別に作業員を雇用することが多かったため、申立人は同社の正社員ではなかったと思われると回答している。

加えて、上記の被保険者名簿に記載されている5名については、住所不明のため、当時の状況及び保険料控除について照会することができない。

また、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほかに、保険料控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 4447 (事案 2382 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 29 日から 40 年 7 月 30 日まで
申立期間について、新たな証拠として夫の日記帳を提出するので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど一連の事務処理に不自然さはないほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 3 月 30 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、新たに申立期間に係る申立人の夫の日記帳の写しを提出し、「日記帳は日常生活の出来事が詳細に記載されており、社会保険事務所(当時)に対して、氏名変更の届出及び脱退手当金の請求を行い、さらに、脱退手当金を受給していたならば、夫は必ず記載している。しかし、日記には脱退手当金についての記載が無く、記憶も無いことから脱退手当金は受給していない。」と主張している。

しかしながら、申立人の夫の日記帳に記載されていないことをもって、脱退手当金を受給していないとは認められない。

また、申立人は、氏名変更の届出を行った記憶は無いと主張しているが、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、A社B工場を退職してから2年4か月後の昭和42年11月16日に氏名変更がされており、事業所が申立人に代わって手続することは通常考えられず、社会保険事務所も勝手に氏名変更を行うとは考え難い。

さらに、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、脱

退手当金の支給確定日は氏名変更日と同日であることが確認できることから、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

これらの事実及び一連の事務処理に不自然さは無く、これは、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

このほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人の脱退手当金に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 3 月 31 日から 34 年 4 月 1 日まで
私は、高校を卒業して1年ほどたってからA社に入社した。最低1年以上は働いたと記憶しているが厚生年金保険被保険者期間が1か月しかない。昭和34年の正月には、同僚が着物を着ていたことを覚えている。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和33年3月から最低1年以上はA社に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者記録が1か月しかないと主張している。

しかし、複数の同僚は申立人を記憶しているものの、勤務期間を記憶する者はおらず、申立人の勤務実態について確認できない。

また、A社の同僚は、「A社は、契約先のマネキンが多数出入りしていた。」と供述しているところ、申立人は、「A社と同社を退職した後に勤務したマネキンクラブの記憶が混同している。」と述べており、申立期間において同社に在籍していたとする記憶は曖昧である。

さらに、申立人は、「入社したころは入社していたが、少したってからは直行直帰していた。」と述べているところ、A社において被保険者記録のある複数の同僚は、「正社員は毎朝必ず入社していた。」と述べている上、同社の元取締役は、「正社員であれば、厚生年金保険に加入させていた。」と述べていることから、申立人は、同社の社員ではなく、マネキンクラブの社員であった可能性が高いものとみられる。

加えて、A社は既に解散しており、元事業主も死亡していることから、厚生年金保険料の控除について証言を得ることができない。

このほか、厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は

見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたこと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 2 月ごろから 48 年 3 月ごろまで
私は、A 社（現在は、B 社）に昭和 47 年 2 月ごろから 48 年 3 月ごろまで勤務したが、申立期間の被保険者記録が無い。勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社における、当時の同僚の一人が、「申立人は、月は不明だが昭和 47 年から 48 年 3 月まで勤務していた。」と証言していることから、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 48 年 12 月 1 日であり、申立期間は、適用事業所となっていないことが確認できる。

また、昭和 48 年 12 月以前に入社したとする複数の従業員は、同年 12 月より前の期間は給与からの保険料控除は無かったと述べている。

さらに、A 社の事業主は、連絡先不明のため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について回答を得ることができない。

加えて、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月24日から33年1月1日まで

A社での同僚は、同社に勤務していた期間について厚生年金保険を受給していることから、私の年金記録について年金事務所に調査を依頼したところ、私が同社に勤務していた期間については、脱退手当金を支給済みとの回答だった。脱退手当金の請求手続をしたことも受給した記憶も無い。調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和33年1月1日の前後2年程度以内に資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす7名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、6名について脱退手当金の支給記録が確認でき、その全員が被保険者資格喪失日の約1か月後に脱退手当金の支給決定がなされている上、申立期間当時は、通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の上記被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 4451 (事案 70 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 4 月ごろから 33 年 3 月ごろまで
② 昭和 33 年 4 月ごろから 35 年 3 月ごろまで
③ 昭和 39 年 10 月 1 日から 40 年 3 月 1 日まで

オンライン記録によると、昭和 31 年 4 月から 33 年 3 月までの期間及び同年 4 月から 35 年 3 月までの期間の厚生年金保険被保険者記録が無いが、当該期間は A 事業所及び B 事業所に勤務していた。A 事業所には、父の紹介で入社し、同社を退職後は、夜間学校に通いながら働くことができた B 事業所に勤務した。当該期間において被保険者であったことを認めてほしい。

また、昭和 39 年 10 月から 40 年 2 月まで C 社 D 支店 E 事業所にアルバイトとして勤務した期間の厚生年金保険被保険者記録が無いが、同社 D 支店の直前まで勤務していた同社 F 支店の被保険者記録はある。両支店では、同じ雇用条件で勤務していたため、C 社 D 支店 E 事業所の被保険者記録が無いのは納得できない。新しい資料は無いが、再調査の上、当該期間において厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和 31 年 4 月ごろから 33 年 3 月ごろまで A 事業所に勤務していたと述べている。

しかし、A 事業所の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録は確認できない上、申立人は当時の事業主の姓を覚えているが名は覚えておらず、同僚等の氏名は記憶していないため、申立てに係る証言を得ることはできず、申立人の当該期間における勤務実態を確認できない。

また、オンライン記録において、A 事業所が厚生年金保険の適用事業所

であったことは確認できない。

さらに、申立人は給与明細書等の資料を所持していないため、当該期間に係る給与からの厚生年金保険料の控除について確認できない。

申立期間②について、申立人は、昭和33年4月ごろから35年3月ごろまでB事業所に勤務していたと述べている。

しかし、B事業所の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録は確認できない上、申立人が覚えている当時の事業主の名は、オンライン記録による氏名検索で該当者は確認できず、申立人は、同僚等の氏名を記憶していないため、申立てに係る証言を得ることはできず、申立人の当該期間における勤務実態を確認できない。

また、オンライン記録において、B事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

さらに、申立人は給与明細書等の資料を所持していないため、当該期間に係る給与からの厚生年金保険料の控除について確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間③については、C社は当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）を保管していないため、申立人に係る勤務形態及び厚生年金保険料の控除について確認できず、同社D支店及び支店統廃合の前に存在した同社E支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人及び申立人が名前を挙げた同僚の氏名も確認できない上、当該同僚の連絡先は不明であるため、申立てに係る証言は得られないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成20年6月20日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

申立人は、今回の再申立てに当たり、新たな資料等を提出しておらず、このほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年4月から30年2月1日まで
② 昭和30年10月1日から38年9月1日まで
③ 昭和39年1月1日から44年2月3日まで

オンライン記録によると、A社（昭和35年11月1日にB社に名称変更。）の厚生年金保険被保険者記録が無い。同社は実家の父が興した家業であり、父の後を兄が継ぎ、結婚後も実家のC工場内に住み込み、働き続けていた。勤務していたことは間違いないので厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主及び複数名の元従業員の供述から、時期は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間①については、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となるのは昭和30年2月1日からとなっており、申立期間①当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、A社の事業主である申立人の実兄は、「申立期間①当時は当社の全盛期であったが、自分の被保険者記録も無い。」と供述している。

申立期間②及び③については、A社の事業主は、「会社倒産時に資料を破棄したため詳細は分からない。申立人は、当社C工場の敷地内に住み、家事と兼ねて当社C工場の作業を行い、業務に専従した勤務ではなかった。」と回答している。

また、A社の当時の事務担当者及び複数の元従業員は、申立人が一般従業員と同様の取扱いをされていたのか分からないと供述している。

さらに、申立人の実妹2名が述べているそれぞれが勤務していた期間よ

りも、当該2名のA社における厚生年金保険の被保険者期間のほうが短いことが、オンライン記録により確認できる。

このほか、申立人の申立期間①から③までにおける厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 8 月 29 日から 17 年 1 月 1 日まで
私は、A社に平成 15 年 8 月 29 日から 16 年 12 月 31 日まで勤務していたが、この期間に関連会社のB社でも勤務し給与の支払を受けていた。両方の給与を合計した総支給額に比べて標準報酬月額が低いことは納得がいかないため、正しい標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額について、A社及びB社から支給された給与を合計した総支給額に比べ、オンライン記録の標準報酬月額が低くなっていることから、その相違について申し立てている。

しかし、A社は「B社は当社の関連会社であり、申立人が支給されていたとする給与は当社から支給していたC手当であるが、この手当を加算せずに標準報酬月額を算出し、社会保険事務所（当時）に届け出た。」と回答している。

また、A社が提出した賃金台帳及び申立人が提出した源泉徴収票から確認できる厚生年金保険料控除額を基に算定した標準報酬月額は、申立人に係るオンライン記録の標準報酬月額と一致している。

このほか、申立人が主張する厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 3 月 1 日から 23 年 5 月 1 日まで

父は、戦時中、身体が丈夫でなかったため、軍需産業であれば徴兵されないとの判断で、A社を昭和 20 年 2 月末に退職し、即日、知人を介してB社C工場へ転職したと記憶しているが、同社における厚生年金保険被保険者の資格取得日が 23 年 5 月 1 日となっている。

記録の無い昭和 20 年 3 月 1 日から 23 年 5 月 1 日までの期間を調査し、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の長男が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の長男は、「戦時中、身体が丈夫でなかった父は、軍需産業であれば徴兵されないとの判断でA社を昭和 20 年 2 月末に退社し、即日、B社C工場（昭和 37 年 5 月 1 日にD社E工場に社名変更。）に転職し、25 年 6 月に退社するまで勤務していたが、申立期間の被保険者記録が無い。」と主張している。

しかし、申立人は既に死亡しているため、当時のB社C工場における勤務内容や同僚の氏名を確認できず、同社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立人と同日（昭和 23 年 5 月 1 日）に被保険者資格を取得した同僚 30 名のうち、住所と生存が確認できた 3 名に照会した結果、いずれも申立人を記憶していないことから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除に関する証言を得ることができない。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人が転職したとする昭和 20 年 3 月 1 日に被保険者資格を取得した者 11 名すべてについて、

厚生年金保険の被保険者記録を調査したが、住所が確認できる者がいないため、当時の状況について照会することができない。

さらに、B社C工場及びD社E工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の原本（4分冊1万人以上）の氏名を確認したが、申立人の申立期間に係る記録は確認できなかった。

加えて、後継会社の事業主は、当時の賃金台帳を保管していないため申立期間の申立人に係る保険料控除について不明と回答していることから、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができず、申立人も厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書や源泉徴収票等の資料を保管していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月 26 日から 59 年 10 月 15 日まで
私は、A社B店に正社員ではないが準社員という立場で勤務していた。厚生年金保険料も控除されていた。退職した後、同社B店は閉店し、一緒に働いていた人は同社C店に移ったと聞いた。申立期間の被保険者記録が無いので、調査の上、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった在籍記録から、申立人が申立期間に同社にパートタイマーとして勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当時のA社B店の社会保険担当者は、「パートタイマーは週 30 時間以上勤務する場合、希望すれば厚生年金保険に加入できた。自分は入社当初は加入せず、希望して厚生年金保険に加入したのは4年後だった。」と供述している。

また、申立人の複数の同僚は、「厚生年金保険に加入するか、しないかは任意であり、私たちは希望して加入した。」と供述している。

さらに、上記の担当者は、「厚生年金保険に加入するときは、健康保険、雇用保険に加入する3点セットであった。」と供述しているところ、申立人は、3つ折りの健康保険被保険者証をA社から受け取ったと主張しているが、D健康保険組合における申立人の加入記録は無く、申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録も無い。

加えて、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していた事実を確認できる資料を所持しておらず、厚生年金保険料の控除等に係る記憶も曖昧である。

このほか、申立期間について、厚生年金保険料の控除をうかがわせる関

連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 4 月から 3 年 4 月 1 日まで
私は、A社に平成 2 年 4 月から 3 年 3 月 31 日まで勤務していたが、厚生年金保険の記録が無いので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶していたA社の所在地と商業登記簿謄本の所在地がほぼ一致していたことから、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、申立期間当時、A社は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、当時の事業主及び申立人が記憶している同僚については、住所や連絡先が不明であるため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除に関する証言を得ることができない。

さらに、商業登記簿謄本から確認できるA社における最後の代表取締役には、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について照会をしたが、回答は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 2 月から 39 年 2 月まで

私は、昭和 38 年 2 月から 39 年 2 月まで A 社に勤務していたにもかかわらず、当該期間は厚生年金保険被保険者期間となっていないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、A 社の事業主の氏名や仕事の内容を記憶していること、及び同僚が「申立人の勤務していた期間は覚えていないが、申立人を知っている。」と証言していることから、期間は特定できないものの申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A 社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主の所在も不明なため、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認することができない。

また、複数の同僚から聴取したものの、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除をうかがえる証言を得ることができない。

さらに、申立人が姓のみ記憶していた同僚は、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において該当者が見当たらない。

加えて、上記の被保険者原票には、申立期間において申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 7 月から 50 年 2 月まで

私は、昭和 49 年 7 月から 50 年 2 月までの期間、A社においてB職をしていたが、厚生年金保険の記録ではその間の被保険者記録が無い。勤務していたことは間違いないので、調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の供述内容及び同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社の事業主は、「会社には当時の資料が無いため確認することができない。」と回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、A社の総務担当者は「当社では人の出入りが激しいことから、試用期間を2、3か月程度設けている。」と供述しており、同社の元社員も「試用期間は4か月あった。」と証言している。

さらに、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 3 月から 57 年まで

私は、昭和 54 年 3 月から 57 年まで A 社において B 職として勤務していた。30 年以上も前のことなので厚生年金保険料を控除されていたか記憶は無いが、会社から健康保険被保険者証をもらっていたと思うので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A 社で B 職として勤務していたと述べている。

しかしながら、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同社は昭和 31 年 5 月 1 日に厚生年金保険の新規適用事業所となり、36 年 1 月 31 日に適用事業所でなくなった（以下「全喪」という。）後、再度、63 年 8 月 1 日に適用事業所となっており、申立期間当時は、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、A 社は、「申立期間において、当社は、厚生年金保険の適用事業所ではなく、また、当時の資料も無いことから、申立人が勤務していたかは不明である。」と回答しており、また、同僚に照会を行ったが、申立人が申立期間当時同社に勤務していたことをうかがわせる証言が得られなかった。

さらに、A 社の設立当時から同社に勤務している社員は、「A 社は、昭和 31 年 5 月 1 日に新規適用事業所になったが、36 年 1 月 31 日に一度全喪している。その際、自分も含め、社員は国民年金に加入した。」と証言しており、オンライン記録において、同者は、同社が全喪した 36 年 1 月 31 日に同社の厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同日に国民年金に加

入していること、及び 63 年 8 月 1 日付けで再度同社の厚生年金保険被保険者となっていることが確認できる。

加えて、申立人が記憶している同僚は、上記被保険者名簿に氏名を確認することができない。

また、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給料明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月初めから 34 年 6 月末まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務した期間の加入記録が無かった。同社には中学校を卒業後、集団就職し、住み込みで勤務した。
厚生年金保険料が控除されていたことを覚えているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚が、「申立人は、昭和 33 年ごろA社に集団就職し、住み込みで勤務していた。」と証言していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間当時の事業主の子息は、A社は既に倒産しており、父も死亡している上、当時の資料も無いことから、申立人について厚生年金保険料を控除していたかは不明と回答しており、厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立期間に加入記録がある 11 名の同僚に照会したところ、5 名から回答を得ることができ、そのうち 3 名は、A社における厚生年金保険被保険者資格取得日が、それぞれ入社から約 6 か月ないし 1 年 6 か月後となっている上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同じ昭和 17 年生まれの 4 名の厚生年金保険被保険者資格取得日は、いずれも 35 年 2 月 2 日であることが確認できることから、同社では、入社後、一定期間経過後に厚生年金保険に加入させていた事情がうかがえる。

さらに、申立人が、同じ中学校を卒業し、集団就職でA社に就職し、申

立人の退職後、同社を退職したとして名前を挙げた同僚は、上記の被保険者名簿において氏名が見当たらない。

加えて、上記の被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらず、申立期間において、健康保険の整理番号に欠番も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 8 月 13 日から同年 10 月 6 日まで

私は、昭和 52 年 4 月の途中から A 社に採用され B 事務所で臨時の D 職として同年 8 月まで勤務し、引き続き C 事務所に勤務したが、厚生年金保険の記録では、同事務所に勤務した申立期間の被保険者記録が欠落している。

確かに勤務していたはずなので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された辞令簿の写し及び雇用保険の記録から、申立人の C 事務所における任用期間は、昭和 52 年 9 月 1 日から同年 10 月 6 日までであったことが確認できる。

しかし、A 社が任用する臨時職員の社会保険の取扱いについては、同社から発出された通達により、任用期間が 2 か月を超え 12 か月未満の臨時職員については、厚生年金保険に加入させると規定されているところ、同社の辞令簿により、申立人の C 事務所における任用期間は 1 か月であることが確認できることから、申立人の申立期間は当該基準を満たしていない。

また、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 3 月 23 日から 38 年 12 月 13 日まで
② 昭和 39 年 10 月 1 日から 40 年 8 月 1 日まで
年金記録を調べたところ、A社とB社に勤務していた期間の記録が、既に脱退手当金として支給済みとなっていた。しかし、私は両社の後に勤務したC社を退職後に同社の脱退手当金を請求し受給した記憶はあるが、A社及びB社の期間については、請求した覚えは無いので、調査し記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の最終事業所であるB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、A社及びB社の厚生年金保険被保険者番号は、同一番号で管理されている上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月から 32 年 3 月まで

私は、昭和 31 年 4 月に郷里から B 県に転住して、A 社に入社し、工場 2 階の食堂に同僚と寝泊まりしながら、C 作業に従事していた。32 年 3 月まで勤務したが、厚生年金保険の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、複数の同僚の名前及び担当業務等を詳細に記憶していることから、申立人が A 社に在籍していたことが推認できる。

しかしながら、申立人より在籍が長かったとして、申立人が名前を挙げた同僚は、厚生年金保険には加入していなかったと供述しているところ、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においてその氏名を確認できない。

また、申立人は、11 名の同僚の名前を挙げているが、上記被保険者名簿において、記録を確認できない者が 3 名いるほか、申立期間に被保険者となっている者のうち連絡の取れた 8 名中 3 名は、実際の入社時期と被保険者資格の取得日について、半年から 3 年ほど相違していると供述している。

さらに、上記の被保険者名簿において、申立期間における被保険者数は、30 名程度であるところ、申立人を含め複数の同僚が記憶する従業員数は、最も多いもので 140 名となっていることから、A 社では、厚生年金保険の加入について、従業員全員を加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえ

る関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 8 月 1 日から 61 年 7 月 31 日まで
ねんきん定期便で確認したところ、私が代表取締役をしていたA社での昭和 59 年 8 月 1 日から厚生年金保険の適用事業所でなくなった 61 年 7 月 31 日までの期間の標準報酬月額が、9 万 8,000 円に訂正されている。申立期間当時、社会保険料の滞納はあったが、標準報酬月額の減額については了解していない。申立期間の標準報酬月額を元の金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、昭和 59 年 8 月から 60 年 9 月までは 41 万円、同年 10 月から 61 年 6 月までは 47 万円と記録されていたところ、当該事業所が適用事業所でなくなった日（61 年 7 月 31 日）より後の同年 8 月 26 日付けでさかのぼって 9 万 8,000 円に減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、A社の商業登記簿謄本により、申立人が同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「個人の年金と会社の社会保険料滞納は別の話である。標準報酬月額を引き下げることが知らなかった。」と主張しているものの、「昭和 61 年初めごろから会社の経営状態が悪く、厚生年金保険料の滞納があり、そのため、社会保険事務所（当時）へ相談に行った。代表者印は自分が管理していた。」とも述べており、申立人が当該訂正処理に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の代表取締役であった申立人が、自らの標準報酬月額に係る記録の訂正処理に関与しながら、その処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 6 月 1 日から 13 年 1 月 4 日まで
私は、平成 7 年 4 月 1 日に A 社に入社し、15 年 4 月 30 日に退職するまで、正社員として C 職の仕事に従事していたが、申立期間の記録が欠落している。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社に厚生年金保険の被保険者として勤務したと述べているが、同社の元役員及び同僚は、「会社の経営が厳しくなったため、希望を取り、数名が系列会社の B 社に移籍した。」と供述しているところ、雇用保険の記録において、申立人は同社において平成 11 年 6 月 1 日に資格を取得し、同年 12 月 31 日に離職していることが確認できることから、申立人は申立期間のうち、同年 6 月 1 日から同年 12 月 31 日までの期間において、B 社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録及び A 社の元役員の証言から、B 社は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、A 社の元役員は、同社から B 社へ転籍する社員に対し、社会保険の適用が無いことを説明した上で個々に同意を得たとしており、申立人と同じ平成 11 年 6 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している複数の同僚は、「資格喪失後は、自分で手続きを行い、国民健康保険に入った。」と供述している。

さらに、申立人が申立期間当時に通院した病院に記録を照会したところ、申立人は、平成 12 年 7 月 27 日から 13 年 1 月 4 日までは国民健康保険に加入している旨回答があったことから、当該期間においては、厚生年金保

険に加入していなかったことがうかがえる。

加えて、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月 1 日から 56 年 10 月 7 日まで
A社に勤務していた期間のうち、昭和 55 年 4 月 1 日から 56 年 10 月 7 日までの期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。私は 53 年に同社に入社し、同社B事務所で勤務し、56 年 10 月に同社を退職した。入社以来、同社B事務所で継続して勤務していたのに、厚生年金保険の被保険者期間に欠落があるのはおかしい。申立期間に同社で勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和 53 年にA社に入社し、56 年 10 月まで継続して勤務していたと述べている。

しかしながら、A社は申立人に係る人事記録を保管しており、同記録によると、申立人は昭和 53 年 2 月 1 日に同社に入社し、55 年 3 月 31 日に退職（解職）となっていることが確認できる。

また、A社は申立人に係る年金台帳を保管しており、同台帳によると、申立人は昭和 53 年 7 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、54 年 1 月 1 日に資格を喪失後、同年 2 月 1 日に被保険者資格を再取得し、55 年 4 月 1 日に資格を喪失していることが確認でき、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録と一致している。

さらに、申立人が名前を挙げたA社の同僚は、「申立人のことを知っているが、私は昭和 54 年 8 月にA社を退職したので、申立期間のことは分からない。」と供述していることから、申立期間に同社において厚生年金保険被保険者記録があり、連絡先の判明した 30 人に申立人の勤務実態に

ついて文書で照会したところ、17 人から回答があったが、申立人が申立期間に同社で継続して勤務していたとする証言は得られず、申立人の申立期間における同社での勤務実態を確認できない。

加えて、上記のうち2名は、「A社では、継続勤務中であっても営業成績に応じて厚生年金保険の被保険者資格を喪失させる取扱いをしており、このような取扱いを受けている人は多数いた。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除をうかがえる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 4467

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 12 月 1 日から 36 年 10 月 26 日まで
私の厚生年金保険の被保険者記録を確認したら、A社に勤務していた期間について脱退手当金を支給済みとなっていた。脱退手当金の手続を行った覚えは無く、受け取ってもいないので記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、月数に間違いは無い上、支給額も法定支給額に合致しているなど一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、当該事業所に係る事業所別被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の申立人の生年月日が同事業所を資格喪失した昭和 36 年 10 月 26 日より後の 38 年 4 月 3 日に訂正処理が記載されており、申立人の脱退手当金が同年 5 月 10 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて生年月日の訂正が行われたものと考えるのが自然である。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに申立人に対する脱退手当金の支給を疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 4 月 1 日から 27 年 2 月 28 日まで
私は、出身中学校の職業指導の先生に紹介されて、中学校卒業後すぐにA社に正社員として就職した。社会保険料が給料から引かれていた記憶があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、A社での業務内容や事業主の氏名などを明確に記憶していること、及び同社の新規適用日に厚生年金保険被保険者資格を取得した同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、昭和 37 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は、適用事業所となっていないことが確認できる。

また、上記の同僚からは、申立人の厚生年金保険料の控除に係る供述を得ることができず、当時の事業主は既に死亡しているため、回答を得ることができない。

さらに、A社の事業主は、申立期間において厚生年金保険の加入記録は確認できず、加入したのは、法人としての会社設立日である昭和 42 年 11 月 20 日であることが確認できる。

加えて、申立人は、当時の同僚の名前については、名字のみの記憶であることから、同僚調査が行えず、当時の状況が確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和35年4月1日から同年10月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立人は、申立期間のうち、昭和55年12月1日から56年2月18日までの期間において、厚生年金保険の被保険者であったものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年4月1日から同年10月1日まで
② 昭和55年12月1日から56年2月18日まで

私は、昭和33年3月1日にA社に入社し、34年5月1日にC社というG店（A社の店舗）に転勤となり、40年12月31日まで勤務していた。しかし、厚生年金保険の被保険者記録によると、33年3月1日から34年5月1日まではA社、同年5月1日から35年4月1日まではB社、同年10月1日から41年1月1日まではC社の被保険者期間となっているものの、35年4月1日から同年10月1日までの期間は被保険者期間となっていない。申立期間は継続してC社に勤務しており、給与から厚生年金保険料を控除されていたはずなので、記録を訂正してほしい。

また、昭和55年12月1日にD社に入社し、平成12年4月20日まで継続して勤務していたのに、昭和55年12月1日から56年2月18日までの期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。給料支払明細書を所持しており、55年12月及び56年1月の厚生年金保険料が控除されているので、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、複数の同僚は、「当時、A社の社員の7、8名がC社に転勤になり、各々退職するまで同じ店舗に継続して勤務していた。」と証言していることから、申立人が申立期間①において、C社に継続して勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は平成12年3月21日に、B社は昭和35年4月1日に、

C社は42年8月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、申立期間①当時の3社の事業主は連絡先が不明なため、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について、証言を得ることができない。

また、B社は、昭和35年4月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、C社は同年10月1日に適用事業所となっていることから、申立期間①については、2社とも適用事業所でないことが確認できる。

さらに、申立期間①当時C社に勤務していた同僚は申立人を含め7名いるが、4名は昭和34年11月1日に、3名は35年4月1日にB社の被保険者資格を喪失し、これら7名全員が、同年10月1日にC社の被保険者資格を取得しており、7名全員に被保険者期間に欠落があることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間①において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、申立人は、D社に係る昭和55年12月から56年2月までの給料支払明細書を所持していることから、申立人が当該期間に同社に勤務していたこと、及び厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

しかし、オンライン記録では、D社は昭和56年2月18日に厚生年金保険の適用事業所となっているが、新規適用以前の従業員数について、申立人は、「D社が設立された55年7月当時、本社はE市にあり、本社には事業主とその妻及び娘が勤務していたのではないかと思う。その後F市の事務所に私と同僚1名が入社した。」と述べているところ、元事業主の妻は、「夫は当初一人でE市に行き、同年7月のD社設立後はアルバイトを一人雇ったようだが、私がE市に引っ越して経理や電話番をするようになったので、アルバイトはおらず、従業員は私たち2名であった。」と述べていることから、申立期間②当時、同社には従業員が5名いたことが確認できず、当該事業所は、当時厚生年金保険の適用事業所に該当しない事業所（いわゆる「非適用事業所」）であったと考えられる。

なお、給料支払明細書で確認できる厚生年金保険料控除については、控除されるべきでない保険料が控除されていたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立期間②については、厚生年金保険の被保険者となることができない期間であったことから、申立人は、当該期間において、厚生年金保険の被保険者であったものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月 29 日から同年 5 月 1 日まで
私は、A社に昭和 46 年 11 月 12 日から 48 年 4 月 30 日まで勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録では同年 4 月 29 日が被保険者資格の喪失日となっていることに納得がいかないため、資格喪失日に係る記録を同年 5 月 1 日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年4月30日までA社に勤務していたと述べている。

しかし、A社から提出された人事記録により申立人の退職日は昭和48年4月28日であることが確認できる。

また、申立人から提出された給与明細書において昭和48年4月の厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる上、申立人も同年4月の保険料は支払っていないと供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日まで
私は、平成 13 年 4 月 1 日から 14 年 8 月 31 日までの 17 か月間、A 社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録について照会したところ、16 か月間であった。1 か月分は、会社が厚生年金保険料を納めていないのか、納めたが正しく記録されていないのか分からないので、調査の上、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 14 年 8 月 31 日まで A 社に勤務していたと述べている。しかし、申立人の雇用保険被保険者記録により、申立人の離職日は、平成 14 年 8 月 30 日であることが確認できる。

また、事業主から提出のあった申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書において、資格喪失年月日が平成 14 年 8 月 31 日と記載されており、オンライン記録と一致する上、同通知書の備考欄に「8 月 30 日退職」と記載されている。

さらに、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 4472 (事案 1157 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年10月1日から61年7月1日まで
② 平成4年1月1日から同年7月1日まで

私は、A社を昭和36年に設立し、平成4年に会社を清算するまで代表取締役として経営に当たっていた。この間ずっと標準報酬月額は最高額であったはずであるが、昭和56年10月から61年6月までは最高額の41万円ではなく30万円となっているほか、平成4年1月から同年6月までの標準報酬月額も53万円ではなく41万円となっている。当時の給与明細書は無いが、経理担当者が記入した確定申告の届出用紙が残っているので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の提出した昭和61年の確定申告書の写しに記載されている社会保険料控除額は、申立人の主張する標準報酬月額に基づく社会保険料控除額よりも低額であり、オンライン記録の標準報酬月額に基づく社会保険料額とほぼ一致していることが確認できる。

また、複数のA社の社員から「当時、申立人から、『会社の業績が思わしくないので自らの役員報酬を引き下げる。』と聞いた記憶がある。」旨の供述が得られた。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の標準報酬月額について、さかのぼった訂正等不自然な処理が行われた形跡は無い。

申立期間②について、申立人の提出した平成4年分の確定申告書の写しに記載されている社会保険料控除額は、申立人の主張する標準報酬月額に

基づく社会保険料控除額よりも低額であり、オンライン記録の標準報酬月額に基づく社会保険料額と一致していることが確認できる。

また、オンライン記録において、申立人の標準報酬月額について、さかのぼった訂正等不自然な処理が行われた形跡は無い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 8 月 18 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、当委員会の決定について納得できないとして、再度申立書を提出したが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

また、前回申立人から提出された昭和 61 年分及び平成 4 年分確定申告書の控の写しに記載されている社会保険料控除額を再度検証した結果、オンライン記録に基づき計算した社会保険料の額とほぼ一致しており、このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 5 月 14 日から 48 年 12 月ごろまで
② 昭和 48 年 12 月ごろから 50 年 4 月 1 日まで

A社で勤務した昭和 47 年 5 月 14 日から 48 年 12 月ごろまでの期間の被保険者記録が無い。私は、結婚を控え、実家に戻り、求人広告を見て 47 年 5 月 14 日に同社に入社した。同社の在職中にC職の資格を取得して、48 年 12 月ごろに退職するまで継続して勤務していた。

また、B社で勤務した昭和 48 年 12 月ごろから 50 年 4 月 1 日までの期間の被保険者記録が無い。48 年 12 月ごろにA社からの転職先を探した時に、高校時代にアルバイトで働いたことのあるB社に入社したので、同社に転職する時は1日も空白期間は無く、50 年 3 月に退職するまで継続して勤務をしていた。当該期間について調査をして厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は昭和 47 年 5 月 14 日にA社に入社し、48 年 12 月ごろまで継続して勤務していたと述べているところ、同社の事業主は、「資料が無いので、期間については不明であるが、申立人が 20 歳ぐらいのころ、当社で勤務したことがある。」と回答していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社の事業主は、「当社は個人商店なので、厚生年金保険の適用事業所になったことは無い。」と回答している上、申立期間①当時、当該

事業主は国民年金の被保険者となっていることが確認できる。

さらに、申立人がA社で一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚に、文書で照会したが、回答を得られず、申立人の同社における給与からの保険料控除を確認できない。

申立期間②について、申立人は昭和48年12月ごろにB社に入社し、50年3月末日まで継続して勤務していたと述べているところ、同社の事業主は、「資料が無いので、期間については分からないが、申立人は当社で勤務していたことがある。」と回答していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、B社は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、B社の事業主は、「当店は個人商店で、厚生年金保険の適用事業所になったことは無い。」と回答している上、申立人の申立期間②当時、当該事業主は国民年金の被保険者となっていることが確認できる。

さらに、申立人がB社で一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚に、文書で照会したが、回答を得られず、申立人の同社における給与からの保険料控除を確認できない。

このほか、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給料明細書等の資料を所持しておらず、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 9 月 1 日から 61 年 12 月 1 日まで
私は、昭和 58 年 9 月 1 日から、B 市 C 区 D にある A 社に E 職として勤務していた。当時の同僚の連絡先も分かるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社の所在地や具体的な業務などを記憶している上、同社に勤務していた当時の複数の同僚から「申立期間当時、申立人と共に E 職として A 社に勤務していた。」との証言があることから、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A 社は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、オンライン記録から、申立人が A 社に勤務していたと主張する期間において、国民年金の加入手続を行い、昭和 57 年 4 月から同年 7 月までの期間、58 年 8 月、同年 9 月、59 年 4 月から 61 年 3 月までの期間及び同年 4 月から同年 11 月までの期間において、申立人の旧姓での国民年金保険料の納付記録が確認できる。

さらに、A 社における商業登記の記録が確認できず、同社から申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

加えて、申立人は A 社における給与明細書は所持していない上、同社に勤務していた当時の複数の同僚の当該事業所における厚生年金保険被保険者記録は確認ができないことから、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認でき

る関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。